

第9期

# 大洗町高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画

計画期間：令和6年度～令和8年度



世代を超えて支え合い、住み慣れた地域で  
安心して暮らせるまち

令和6年3月

大洗町





## はじめに

わが国は、少子高齢化が進行する中で、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年を境に、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加、要介護認定者の重度化等、解決すべき課題が山積しております。大洗町におきましても、令和5年現在で高齢化率が34.5%と、約3人に1人が高齢者となっており、今後この傾向はさらに進むことが見込まれています。

国では、高齢者の自立支援をはじめ、要介護状態の重度化防止を図る一方、増大する介護事業費や介護人材不足等に対応した介護サービス基盤の整備等を打ち出しています。

このような状況の中で、本町では、令和3年3月に策定した「第8期大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を見直し、高齢者の健康長寿・介護予防の推進をはじめ、認知症や重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で最期まで暮らすための支援等を柱とした「第9期大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定いたしました。

本計画では、基本理念である「世代を超えて支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現に向け、高齢者に向けた保健福祉施策と介護保険事業に取り組んでまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただいた「大洗町高齢者保健福祉計画・大洗町介護保険事業計画策定委員会」の委員の方々をはじめ、アンケートで貴重なご意見をいただいた皆様に、心から感謝お礼申し上げます。

令和6年3月

大洗町長

國井 豊





# 目次

<b>第1章 計画策定の基本的な考え方</b> .....	1
1 計画策定にあたって .....	1
2 計画の法的根拠と位置付け .....	4
3 基本理念 .....	5
4 指針の策定に向けた基本的考え方 .....	6
5 計画の基本指針 .....	7
6 計画の期間 .....	8
7 計画の策定体制 .....	8
<b>第2章 大洗町の高齢者等を取り巻く状況</b> .....	10
1 高齢者人口等の現状 .....	10
2 介護保険事業の現状 .....	13
3 人口等の将来推計 .....	17
4 アンケート調査結果からみる高齢者等の現状 .....	19
<b>第3章 高齢者の保健・福祉サービスの推進</b> .....	33
1 からだの健康づくりの推進 .....	33
2 生活支援サービスの推進 .....	38
3 施設サービスと多様な住まいの確保 .....	41
4 包括的な相談・支援体制の推進 .....	43
5 高齢者の権利擁護体制の確立 .....	44
6 認知症高齢者対策の推進 .....	46
7 避難行動要支援者対策 .....	49
<b>第4章 生きがいづくり活動の推進</b> .....	50
1 高齢者の社会参加と生きがいづくりの推進 .....	50
2 地域活動とボランティア活動の支援の推進 .....	51
<b>第5章 介護保険サービスの現状と見込量等</b> .....	53
1 日常生活圏域の概況 .....	53
2 介護保険サービスの現状と見込量等 .....	55
3 地域支援事業の現状と今後の方策 .....	69
<b>第6章 介護保険サービスの事業費及び介護保険料</b> .....	88
1 予防給付費・介護給付費の見込み .....	88
2 介護保険料の算出 .....	91
<b>第7章 計画の推進に向けて</b> .....	95
1 介護保険事業の円滑な運営に向けた体制整備 .....	95
2 指導・監督体制 .....	95
3 情報提供体制 .....	95
4 苦情相談体制 .....	95
5 庁内連携体制 .....	96
6 計画の進捗管理・評価 .....	96

資料編 .....	97
1 計画策定委員会設置要綱 .....	97
2 計画策定委員会委員名簿 .....	99
3 計画策定の経過 .....	100

## 1 計画策定にあたって

### (1) 計画策定の背景

我が国の高齢化は諸外国に例をみないスピードで進んでおり、今後の人口推計をみると、高齢者数は令和 24（2042）年頃まで増加するとともに、要介護率が高くなる 75 歳以上の後期高齢者人口の割合についても、増加し続けることが予想されています。

特に、団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7（2025）年以降は、医療や介護の支援を必要とする人の増加が見込まれるとともに、「高齢者の急増」から「現役世代の急減」に局面が変化することも予想され、膨らみ続ける介護サービス需要への対策と高齢者を地域で支える仕組みづくりを積極的に推進していくことが必要とされています。

このような状況を踏まえ、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制となる地域包括ケアシステムを整備・構築することが示されてきました。

また、平成 29 年に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域包括ケアシステムを深化・推進し、高齢者の自立支援をはじめ、要介護状態の重度化防止や地域共生社会※の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することが求められています。

さらに、第 9 期介護保険事業計画の基本指針では、地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤として、これまでの制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超え、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進していくことが求められています。

本町においては、人口減少や高齢化が急速に進む中、令和 3 年に「第 8 期大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、本町の高齢者に向けた保健福祉施策と介護保険事業を進めてきました。第 9 期においても、引き続き高齢者が安心して地域で生活を続けていくことができるよう、これまでの各施策の検証や課題抽出を行い、本町の高齢者介護施策の総合的な方向性等を示すものとして「第 9 期大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定します。

※地域共生社会とは、社会的に孤立した人や老老介護、引きこもり、生活困窮者等、「世帯の複合的な課題」や「制度の狭間(これまでの制度で対象とならなかった課題)」をはじめ、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、共に支え合う地域を創っていく社会のことです。



## (2) 介護保険法の主な改正内容

### ■「全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」における介護保険関係の主な改正事項

#### I. 介護情報基盤の整備

- 介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施
- ・被保険者、介護事業者その他の関係者が当該被保険者に係る介護情報等を共有・活用することを促進する事業を介護保険者である市町村の地域支援事業として位置付け
- ・市町村は、当該事業について、医療保険者等と共同して国保連・支払基金に委託できることとする

#### II. 介護サービス事業者の財務状況等の見える化

- 介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備
- ・各事業所・施設に対して詳細な財務状況（損益計算書等の情報）の報告を義務付け
- ・国が、当該情報を収集・整理し、分析した情報を公表

#### III. 介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取り組みに係る努力義務

- 介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取り組みを推進
- ・都道府県に対し、介護サービス事業所・施設の生産性の向上に資する取り組みが促進されるよう努める旨の規定を新設 等

#### IV. 看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

- 看護小規模多機能型居宅介護について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める
- ・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容について、サービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービス（療養上の世話または必要な診療の補助）が含まれる旨を明確化 等

#### V. 地域包括支援センターの体制整備等

- 地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備
- ・要支援者に行う介護予防支援について、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施可能とする 等

資料：厚生労働省「全国介護保険担当課長会議資料（総務課）」（全国介護保険担当課長会議（令和5年7月31日））

## ■第9期介護保険事業計画の基本指針のポイント

### I. 介護サービス基盤の計画的な整備

#### ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備のあり方を議論することが重要

#### ②在宅サービスの充実

- ・居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及
- ・居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することが重要
- ・居宅要介護者を支えるための、訪問リハビリテーション等や介護老人保健施設による在宅療養支援の充実

### II. 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取り組み

#### ①地域共生社会の実現

- ・地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、制度・分野の枠や「支える側」「支えられる側」という関係を超えて、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取り組みを促進する観点から、総合事業の充実を推進
- ・地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- ・認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要

#### ②デジタル技術を活用し、介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤を整備

#### ③保険者機能の強化

- ・給付適正化事業の取り組みの重点化・内容の充実・見える化

### III. 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上の推進

- ・介護人材を確保するため、処遇の改善、人材育成への支援、職場環境の改善による離職防止、外国人材の受入環境整備などの取り組みを総合的に実施
- ・都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- ・介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

資料：厚生労働省「基本指針の構成について」(社会保障審議会介護保険部会 第107回)

## 2 計画の法的根拠と位置付け

### (1) 法令根拠

介護保険事業計画は、介護保険事業運営に係る保険給付の円滑な実施等に関する計画であり、介護保険法第 117 条第 1 項に規定する市町村介護保険事業計画です。

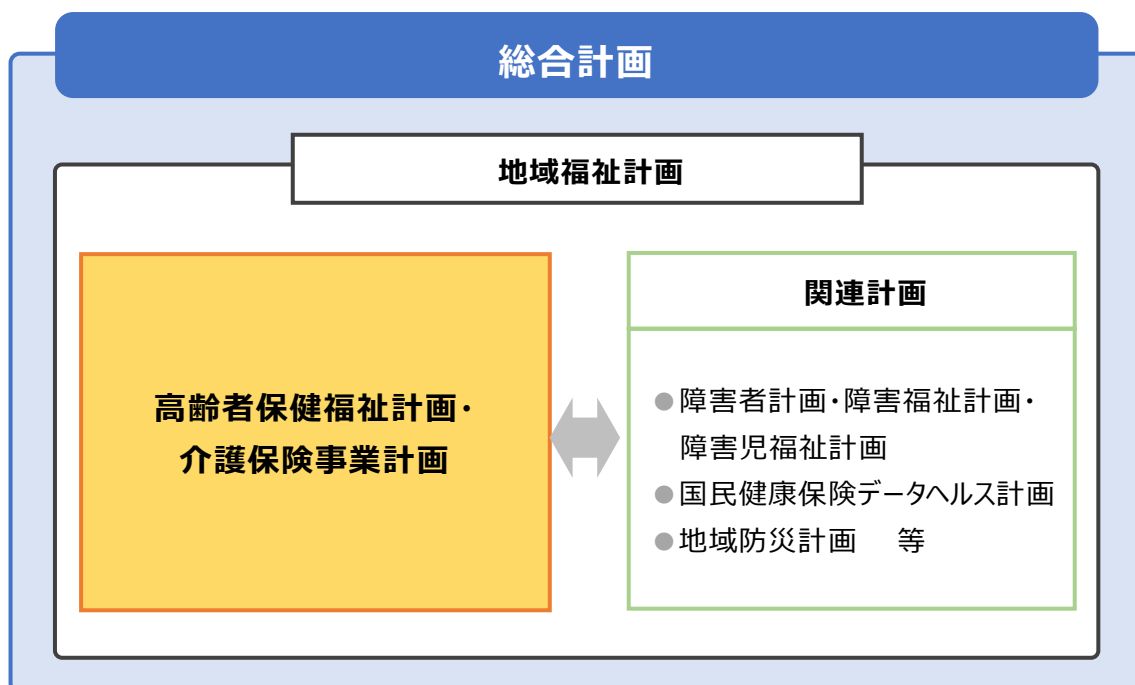
また、高齢者保健福祉計画は、高齢者保健福祉施策を総合的に推進するための計画であり、老人福祉法第 20 条の 8 第 1 項に規定する市町村老人福祉計画です。

なお、本計画は、認知症基本法第 13 条第 1 項に規定する市町村認知症施策推進計画を包含するものとして策定します。

### (2) 他計画との整合

本計画は、本町の最上位計画となる「総合計画」とともに、福祉の上位計画となる「地域福祉計画」の個別計画として位置付けられ、本町における高齢者福祉に関する基本的な考え方及び施策を示すものです。

また、「障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」等、町の関連計画との整合性や連携を図っていきます。



### 3 基本理念

令和3年に策定された第6次大洗町総合計画においては、高齢者支援の分野では「歳をとっても住み慣れた地域で自分らしい生活を送れるまちづくり」を目指すことが掲げられています。また、地域福祉分野では「誰もが“わがこと”の意識を持つことで地域内で課題を解決することができるまちづくり」が掲げられています。

高齢者の多くは住み慣れた家庭や地域の中での暮らしを続けることを願っています。そのためには、高齢者一人ひとりが、自分のことは自分で決定する認識をもち、日頃から健康を意識し、生きがいをもち、介護予防に努めることが大切とされています。

また、高齢者がたとえ介護が必要になっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられ、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないとされています。

第9期計画ではこうした点を踏まえ、第8期計画を継承するとともに、本計画における基本理念に基づき、生涯にわたっていきいきと充足感をもって生活ができ、安心できる地域の支え合い活動を進めます。

#### < 基本理念 >

**世代を超えて支え合い、住み慣れた地域で  
安心して暮らせるまち**

## 4 指針の策定に向けた基本的考え方

本町においては、人口減少が続く中、これまで増加傾向にあった65歳以上の高齢者人口では令和5年に減少に転じ5,453人となり、第9期計画期間中は5,400人台で推移することが予測されています。また、第9期計画では、団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者となる令和7（2025）年を迎えますが、本町においても、75歳以上の後期高齢者人口は増加していくことが予測されています。

一方、これまで減少していた要介護（要支援）認定者数をみると、令和5年では増加に転じており、今後も増加していくことが予測されています。

このような状況の中、高齢者がこの先も長く、自分らしく、地域で幸せに暮らしていくためには、高齢者自身が高齢期を「第2の現役時代」として前向きにとらえ、健康づくりや介護予防、そして毎日をいきいきと過ごすための活動を実践していけるよう、高齢者の意識啓発等を進めていく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向け、これまでの制度の枠組みでは対応が困難だった生活課題に対し、地域住民や地域の多様な主体が共に支え合って地域づくりを進めていくことが重要とされています。

さらに、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、個人の尊厳の保持と自立生活の支援が重要になります。そのためには、「医療」「介護」「住まい」「生活支援・介護予防」等が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進とともに、地域の実情に応じた高齢者福祉施策や介護保険サービスの提供を充実させていくことが必要とされています。

加えて、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができるよう、住民への普及啓発をはじめ、地域において高齢者が身近に通える場の拡充や、医療・ケア・介護サービス・介護者への支援等の取り組みを進めるとともに、介護保険事業の適正で円滑な運営に向け、介護人材の確保やデジタル技術の活用等が求められています。

第9期計画においては、このような点を前提においた取り組みを進め、基本理念である「世代を超えて支え合い、住み慣れた地域で安心して暮らせるまち」の実現を目指します。

なお、本計画は、高齢者に関する総合的な計画であり、その範囲が広範にわたるため、行政のみならず民間団体や保健・福祉・医療・介護・防災等の各機関との連携をより強固にし、関係機関との協働による地域包括ケアシステムの推進を図ります。

## 5 計画の基本指針

### <基本指針を遂行するための5つのテーマ>

#### テーマ1：地域共生社会の実現に向けた地域づくりの推進

人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりが生きがいや役割をもちながらお互いの暮らしを支え合っている地域づくりを目指します。住民主体による健康づくり、介護予防活動、社会奉仕等について、地域ごとで活動ができるよう支援します。

#### テーマ2：健康長寿・介護予防の推進とセルフケア意識の醸成

いつまでも健康で自分らしく暮らし続けられるよう、町全体にセルフケア（自分の健康は自分で守る）の意識醸成を図ります。また、要介護状態を予防するため、介護予防に関する活動の普及啓発に取り組むとともに、体操教室や講演会の実施を地域住民と連携し推進します。

#### テーマ3：高齢者等の権利擁護と認知症支援体制の充実

高齢化の進展とともに認知症高齢者が増加しています。全ての高齢者が、住み慣れた地域の中で安心して生活を継続できるよう、社会全体への認知症に関する正しい理解の普及啓発に加えて、認知症高齢者やその家族を地域で支援できるようチームオレンジの構築を推進し、認知症高齢者等の支援体制の充実を図ります。また、高齢者等の権利擁護のため、虐待防止対策や消費生活被害の防止、成年後見制度の理解促進等の取り組みを推進します。

#### テーマ4：住み慣れた地域で安心して最期まで暮らすための支援

自分らしく日常を過ごせるようにするためには、介護や医療が必要になる前の早い段階から、人生設計をしていくことが重要です。高齢者等が心身の状態に応じて保健・医療・介護・福祉・生活支援等の適切な制度やサービスについて情報収集し、自分で決定し、利用できるよう、様々な媒体等を活用した啓発や情報提供を行います。また、高齢者等の支援については、家族介護者等のケアラー支援が欠かせないため、関係機関の更なる連携強化を図ります。

#### テーマ5： 介護DX(デジタルトランスフォーメーション)<sup>※1</sup>の推進と介護人材の確保

介護保険事業の適正運営には、介護人材の確保と介護サービスの安定供給が不可欠です。今後、就労人口（働く世代）の減少をむかえるにあたり、あらゆる世代に対し、介護・医療分野の職業の重要性についての啓発活動に取り組みます。また、デジタルガバメント<sup>※2</sup>の構築にも取り組み、介護事業者等の事務負担の軽減や利便性の向上を図るとともに、介護事業者の業務効率改善、利用者・家族等へのより質の高い安全なサービスの提供を目指します。

※1:介護DX(デジタルトランスフォーメーション)とは、情報通信技術等のデジタル技術を活用して、住民の手続きの利便性や介護業務の生産性等をより良いものへ変革させる概念を指します。

※2:デジタルガバメントとは、情報通信技術を使って行政サービスをより簡単に利用できるようなことです。

## 6 計画の期間

本計画は、令和6年度～令和8年度までの3か年計画として策定します。この計画に基づき、3か年の第1号被保険者（65歳以上高齢者）の介護保険料の水準を決定します。

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第8期								
	見直し・計画策定		第9期					
				見直し・計画策定	第10期			

## 7 計画の策定体制

### (1) 健康とくらしの調査等の実施

本計画を策定するにあたり、高齢者の現状やニーズを把握するための調査を実施しました。

健康とくらしの調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査対象者：大洗町在住の令和4年9月13日時点で要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人（配付数1,000人）</li> <li>●調査期間：令和4年11月7日～11月28日</li> <li>●調査方法：郵送による配付・回収</li> <li>●回収件数：670件（回収率67.0%/有効回答数661件）</li> </ul>
在宅介護実態調査	<ul style="list-style-type: none"> <li>●調査対象者：大洗町在住の要支援・要介護認定者（調査対象者数420件）</li> <li>●調査期間：令和4年10月4日～11月30日</li> <li>●調査方法：郵送と訪問の併用による配付・回収</li> <li>●回収件数：287件（回収率68.3%）</li> </ul>

## **(2) 策定委員会の開催**

本計画の策定に向け、介護保険被保険者、保健及び医療関係者、福祉関係者等で組織された「大洗町高齢者保健福祉計画・大洗町介護保険事業計画策定委員会」において、計画内容についての審議を行い、その意見を反映しました。

## **(3) パブリックコメントの実施**

事前に計画案を発表し、計画を周知するとともに、広く住民から意見を募り、その結果を反映させるパブリックコメントを実施しました。



## 第2章

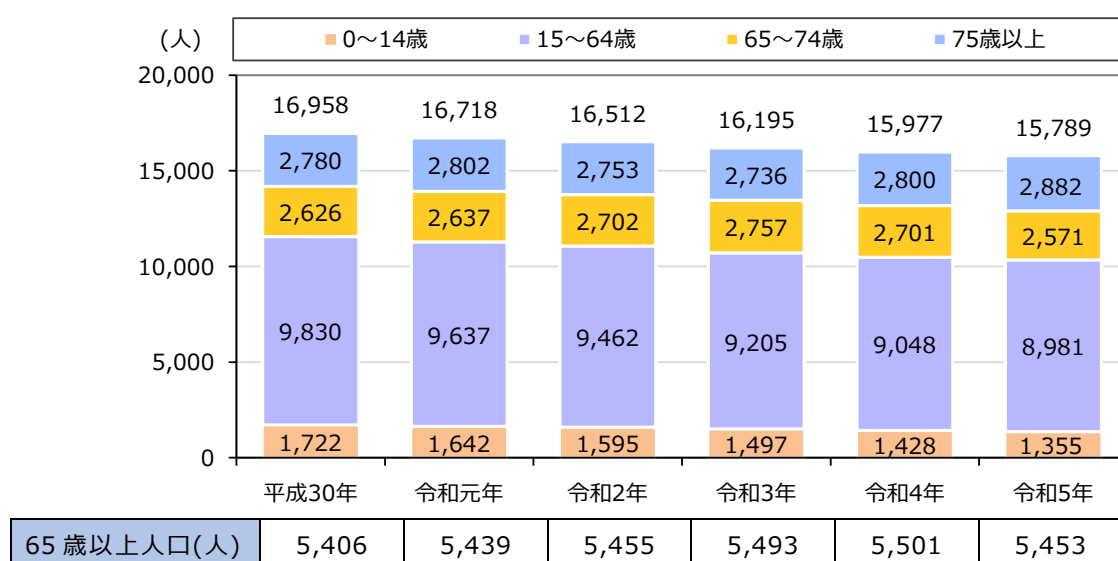
## 大洗町の高齢者等を取り巻く状況

### 1 高齢者人口等の現状

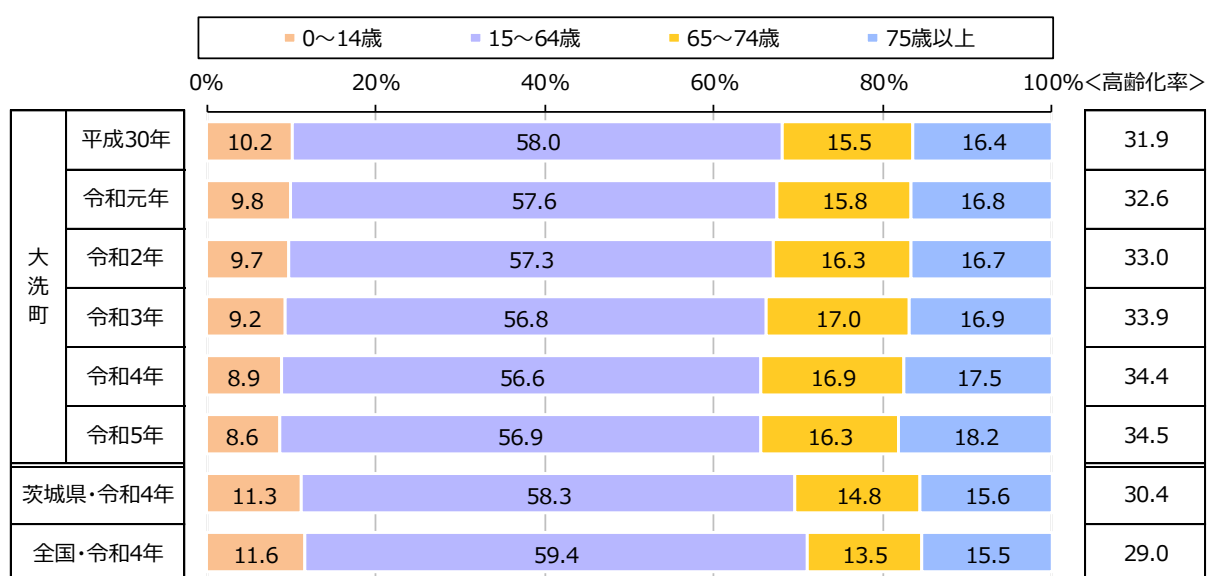
#### (1) 総人口と年齢4区分別人口の推移

本町における総人口の推移をみると減少しており、令和5年では15,789人となっています。65歳以上の高齢者人口をみると、令和5年では減少に転じ5,453人となっています。また、高齢化率は増加しており、令和5年では34.5%となっています。さらに、令和4年時点の高齢化率を国・県と比べると、国や県の水準を上回っています。

【総人口と年齢4区分別人口の推移】



【年齢4区分別人口構成比の推移】



資料：大洗町は、住民基本台帳(各年9月末)  
茨城県と全国は、総務省統計局人口推計(令和4年10月1日現在の人口/令和5年4月公表)

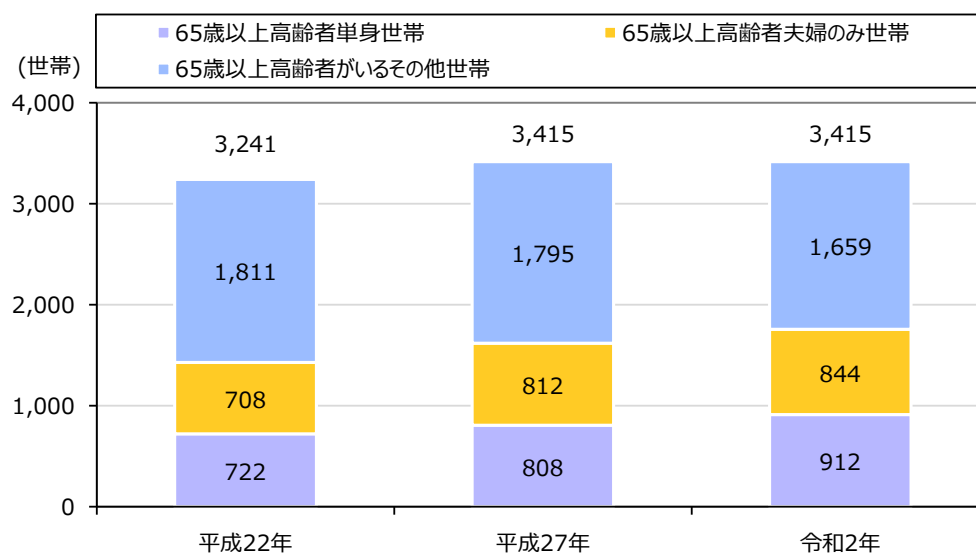
## (2) 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢者がいる世帯数の推移をみると、全世帯数では令和2年では平成27年と比べ横ばいとなっており、3,415世帯となっています。

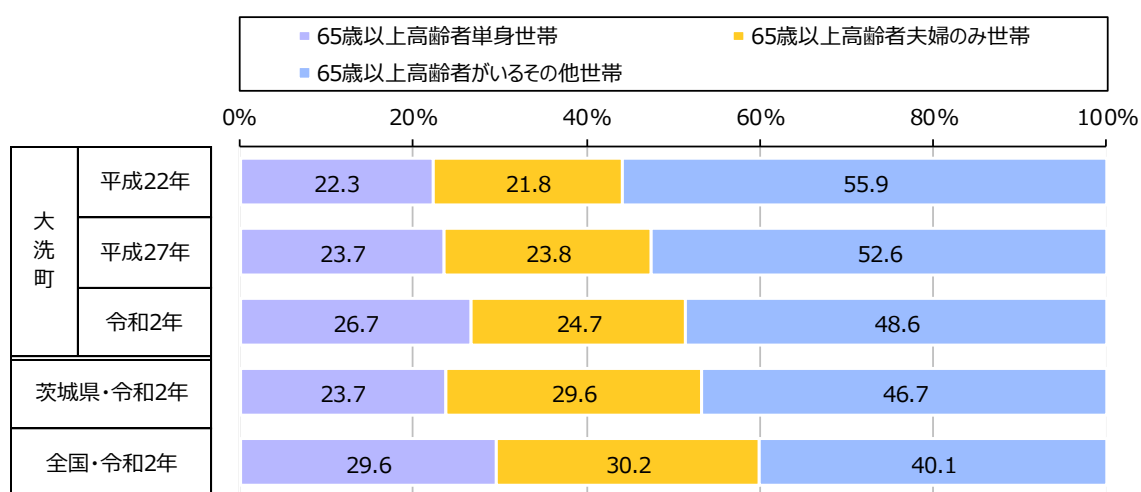
その内訳をみると、高齢者単身世帯と高齢者夫婦のみ世帯が増加する一方、高齢者がいるその他世帯が減少しており、令和2年では高齢者単身世帯が912世帯、高齢者夫婦のみ世帯が844世帯、高齢者がいるその他世帯が1,659世帯となっています。

高齢者世帯に占める高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯の割合をみると、高齢者単身世帯、高齢者夫婦のみ世帯の割合がともに増加しています。また、令和2年時点の割合を国・県と比べると、高齢者単身世帯では、県の水準より高く、国の水準より低くなっています。また、高齢者夫婦のみ世帯では国や県の水準より低くなっています。

【高齢者がいる世帯区分別世帯数の推移】



【高齢者がいる世帯区分別割合の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)

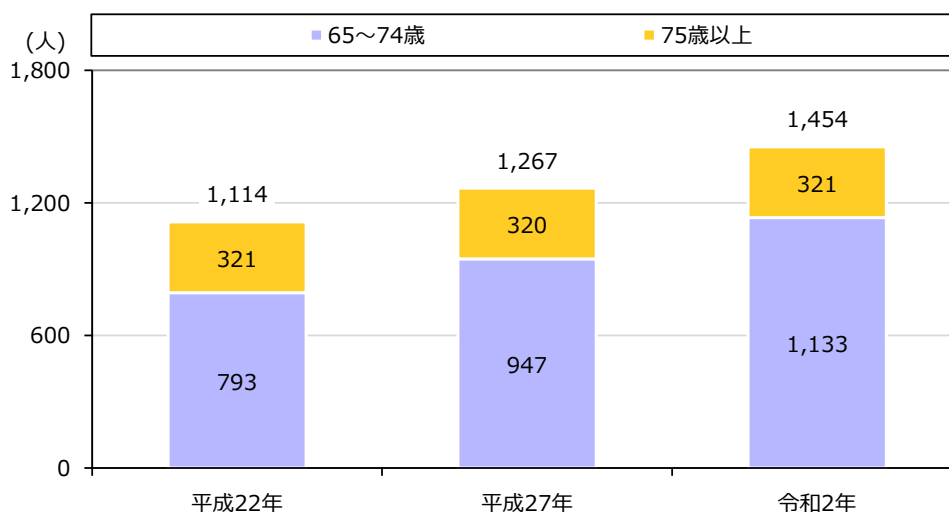
### (3) 高齢者の就業状況

高齢者の就業者数の推移をみると、全就業者数では増加しており、令和2年では1,454人（平成22年比で、30.5%増）となっています。

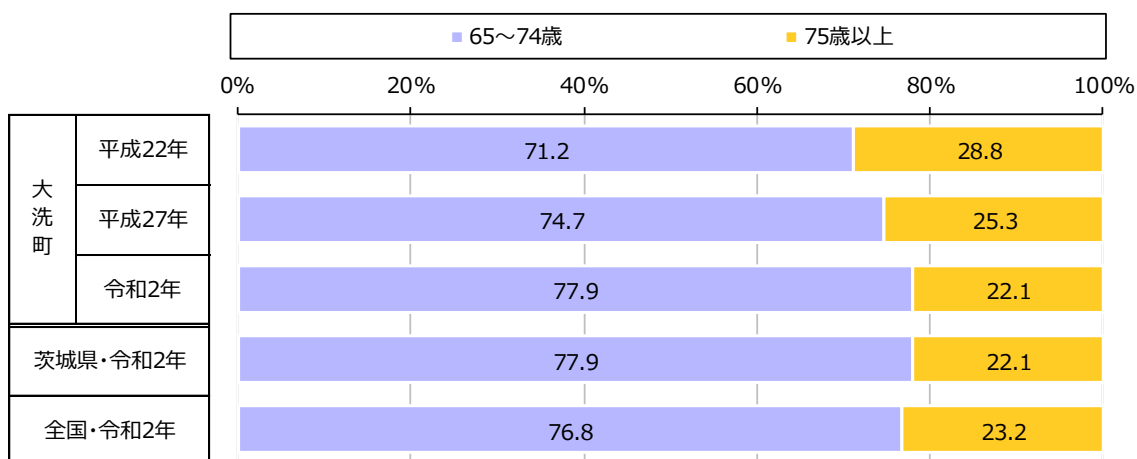
また、年齢区別の就業者数の推移をみると、平成22年と比べて65～74歳の前期高齢者では340人（平成22年比42.9%）の増加、75歳以上の後期高齢者では0人（平成22年比0.0%）の横ばいとなっており、特に前期高齢者の伸び率が高くなっています。

一方、令和2年時点の割合を国・県と比べると、ともに国や県と概ね同じ水準となっています。

【高齢者の年齢区別就業者数の推移】



【高齢者の年齢区別就業者の割合の推移】



資料：国勢調査(各年10月1日)

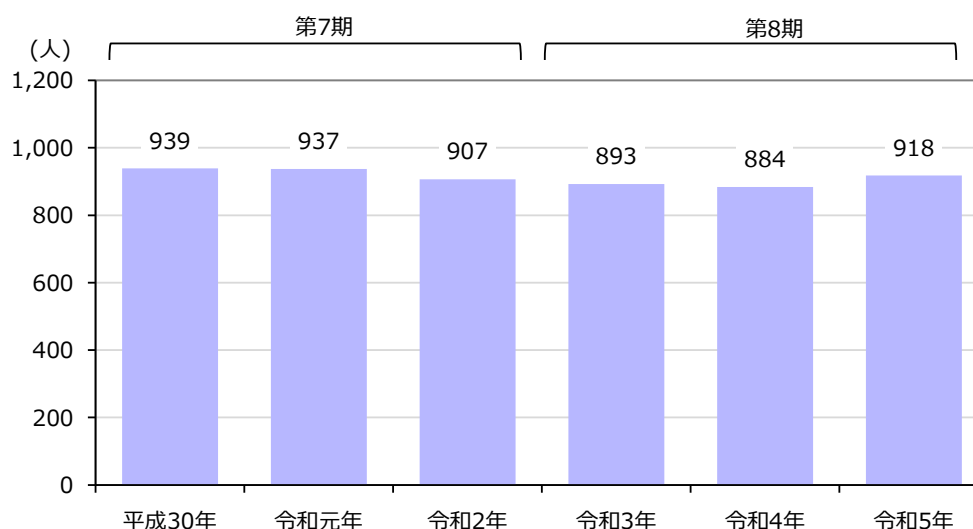
## 2 介護保険事業の現状

### (1) 要介護（要支援）認定者数の推移

要介護（要支援）認定者数の推移をみると、これまで減少傾向が続いていた中、令和5年では増加に転じ918人となっています。

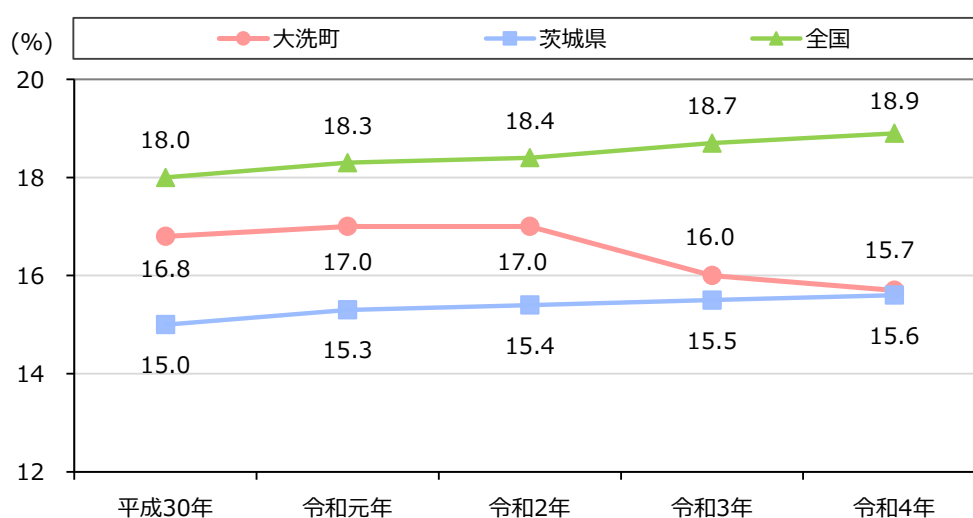
要介護（要支援）認定率の推移をみると、令和3年以降減少し、令和4年では15.7%となっています。また、国・県の認定率と比べると、令和4年では県と同じ水準で、国の水準より低くなっています。

【要介護（要支援）認定者数の推移】



資料：介護保険事業状況報告（各年9月末）

【要介護（要支援）認定率の推移（国・県との比較）】



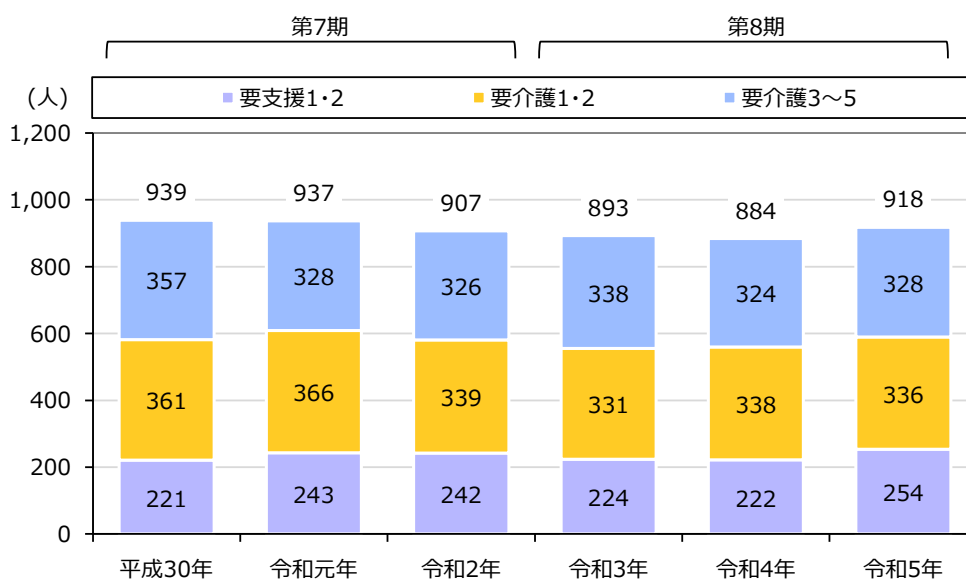
資料：厚生労働省「見える化」システム（各年3月末）

## (2) 要介護（要支援）度別認定者数の推移

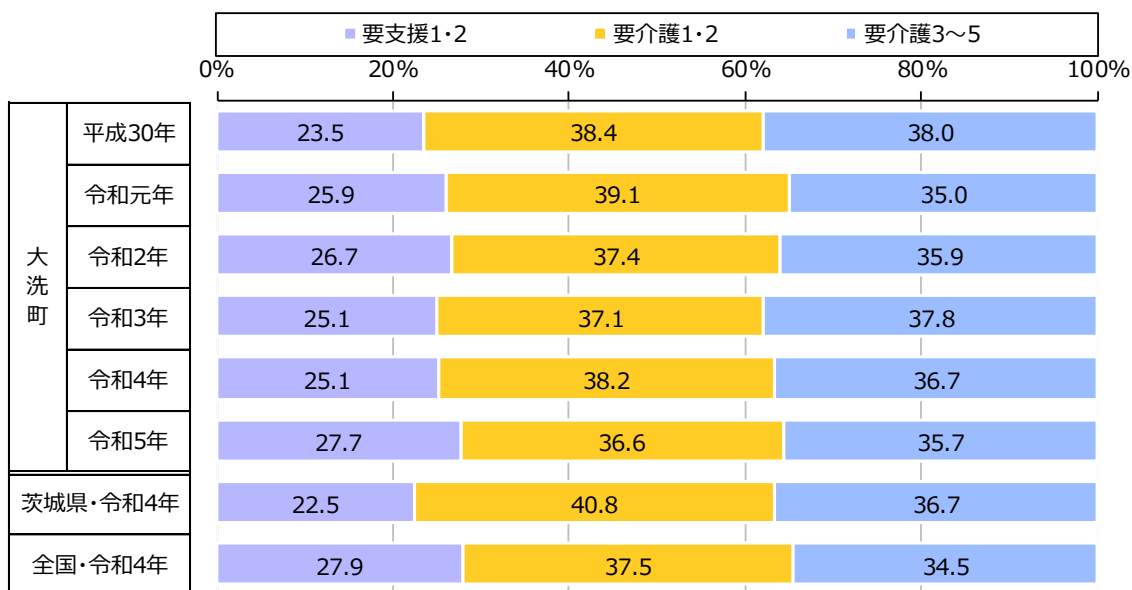
要介護（要支援）度別認定者数の推移をみると、要支援1・2と要介護3～5が令和5年に増加に転じる一方、要介護1・2が令和5年に減少に転じており、令和5年の認定者数をみると、要支援1・2が254人、要介護1・2が336人、要介護3～5が328人となっています。

要介護（要支援）度別割合をみると、令和5年では要支援1・2が3割弱、要介護1・2が4割弱、要介護3～5が3割半ばとなっています。また、令和4年時点の割合を国・県と比べると、要支援1・2が県の水準より高く、要介護1・2と要介護3～5が国の水準より高くなっています。

【要介護（要支援）度別認定者数の推移】



【要介護（要支援）度別認定者数の割合の推移】



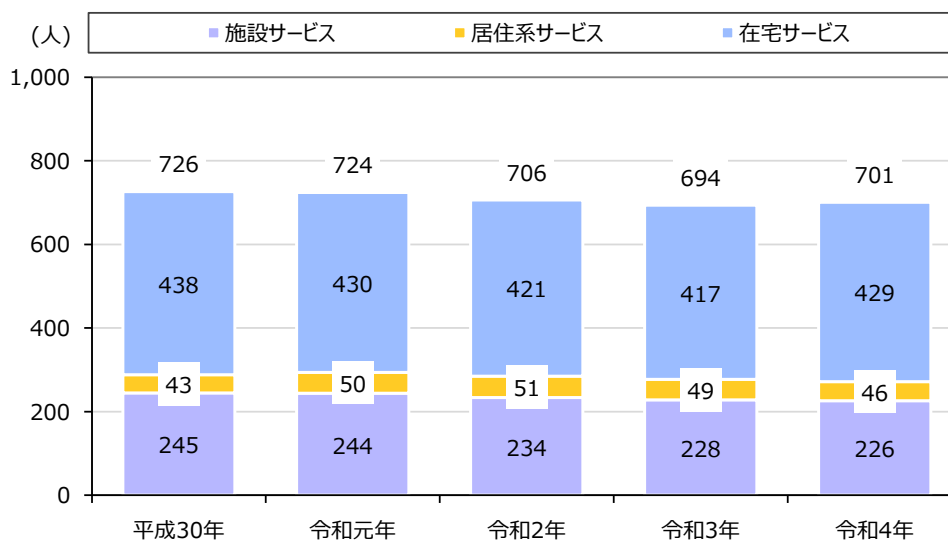
資料：介護保険事業状況報告(各年9月末)

### (3) 介護保険サービス受給者数の推移

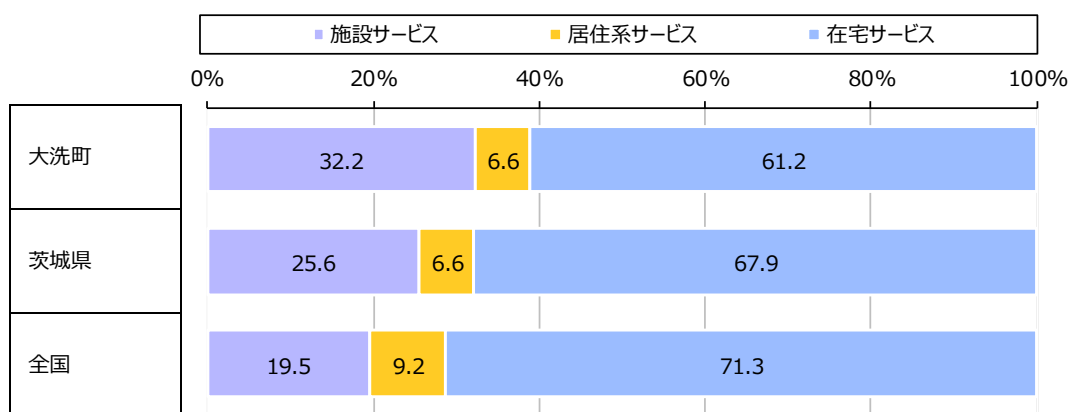
介護保険サービス受給者数の推移をみると、サービス全体では令和4年に増加に転じ、701人となっています。サービス別をみると、在宅サービスが最も多く、令和4年では429人となっています。次いで令和4年では、施設サービスが226人、居住系サービスが46人となっています。

令和4年度の介護保険サービス受給者数の割合を国・県と比べると、施設サービスでは国や県の水準より高く、反対に在宅サービスでは国や県の水準より低くなっています。また、居住系サービスでは国の水準より低くなっています。

【介護保険サービス受給者数の推移(各年1か月分の平均値)】



【介護保険サービス受給者数の割合の国・県との比較(令和4年度の1か月分平均値)】

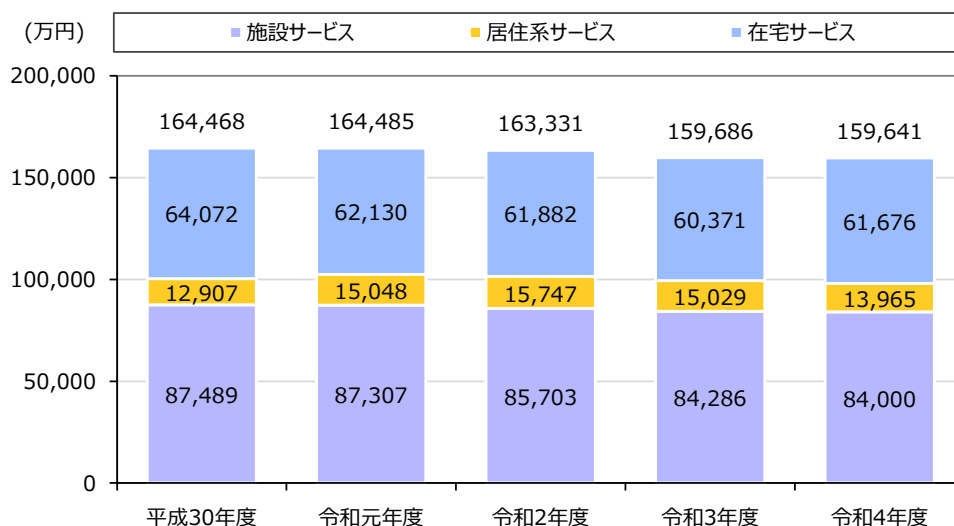


資料：厚生労働省「見える化」システム

#### (4) 年間介護費用額の推移

年間介護費用額の推移をみると、サービス全体では令和4年度に概ね横ばいに転じており、159,641万円となっています。サービス別をみると、施設サービスが最も多く、令和4年度では84,000万円となっています。次いで令和4年度では、在宅サービスが61,676万円、居住系サービスが13,965万円となっています。

【年間介護費用額の推移】



資料：厚生労働省「見える化」システム(令和3～4年度は各年度2月サービス提供分まで)

※端数処理の関係により、合計の数字が合わないものがあります。

#### (5) 第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移

第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移をみると、大洗町では令和4年度に横ばいに転じており、23,587円となっています。また、国・県と比べると、令和2年度以降県の水準より高く、反対に国の水準より低くなっています。

【第1号被保険者1人1か月あたり費用額の推移】

単位：円	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
大洗町	24,748	24,663	24,490	23,583	23,587
茨城県	20,575	20,976	21,233	21,529	21,692
全国	23,499	24,106	24,567	25,132	25,477

資料：厚生労働省「見える化」システム(令和3～4年度は各年度2月サービス提供分まで)

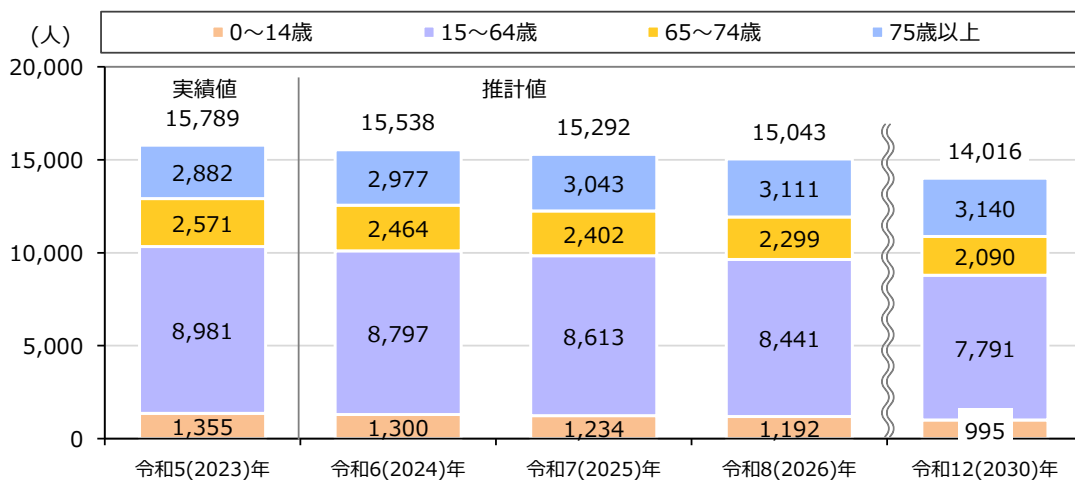
### 3 人口等の将来推計

#### (1) 年齢区分別人口の推計※

年齢区分別人口の推計をみると、総人口とともに0～14歳と15～64歳の人口がいずれも減少することが予測されています。

また、65歳以上の高齢者人口をみると、第9期計画期間中は5,400人台で推移し、令和8（2026）年には5,410人となることが予測されています。一方、75歳以上の後期高齢者人口と高齢化率では増加が続き、令和8（2026）年には後期高齢者人口が3,111人、高齢化率が36.0%となることが予測されています。

【年齢区分別人口の推計】



	令和 5 (2023)年	令和 6 (2024)年	令和 7 (2025)年	令和 8 (2026)年	令和 12 (2030)年
65歳以上人口(人)	5,453	5,441	5,445	5,410	5,230
高齢化率 (%)	34.5	35.0	35.6	36.0	37.3

※年齢区分別人口の推計については、令和元年から令和5年までの直近5年間の住民基本台帳データ(各年9月末)を基に、コーホート変化率法により推計を行っています。

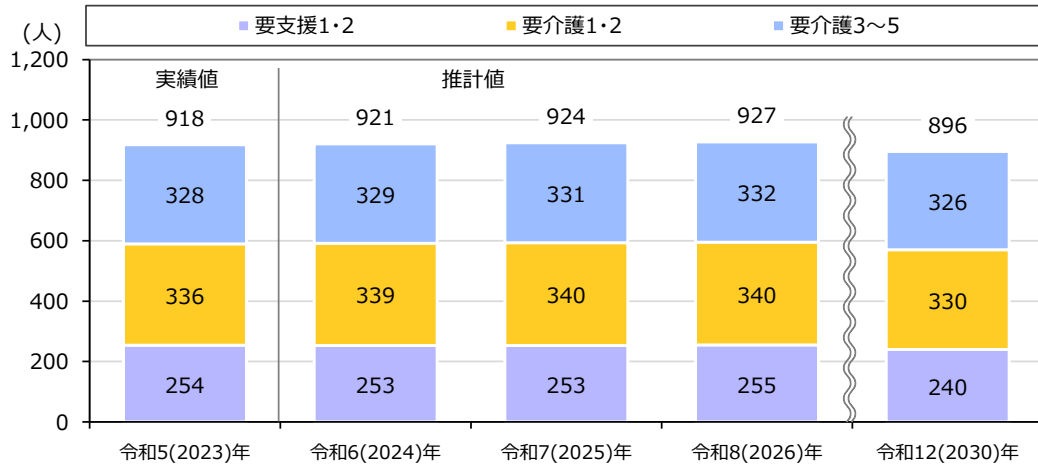
なお、本町の総合計画(人口ビジョン)での人口推計は、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースにしており、本計画の人口推計とは異なります。



## (2) 要介護（要支援）度別認定者数の推計※

要介護（要支援）度別認定者全数の推計をみると、第9期計画期間中は増加が続き、令和8（2026）年には927人になることが予測されています。

【要介護（要支援）度別認定者数の推計】



※要介護（要支援）認定者数の推計については、令和3年から令和5年までの直近3年間の介護保険事業状況報告データ(各年9月末)を基に、国の示す「自然体推計」(推計された被保険者数を要介護度別・性別・年齢階級別認定率で乗じる推計方法)により推計を行っています。

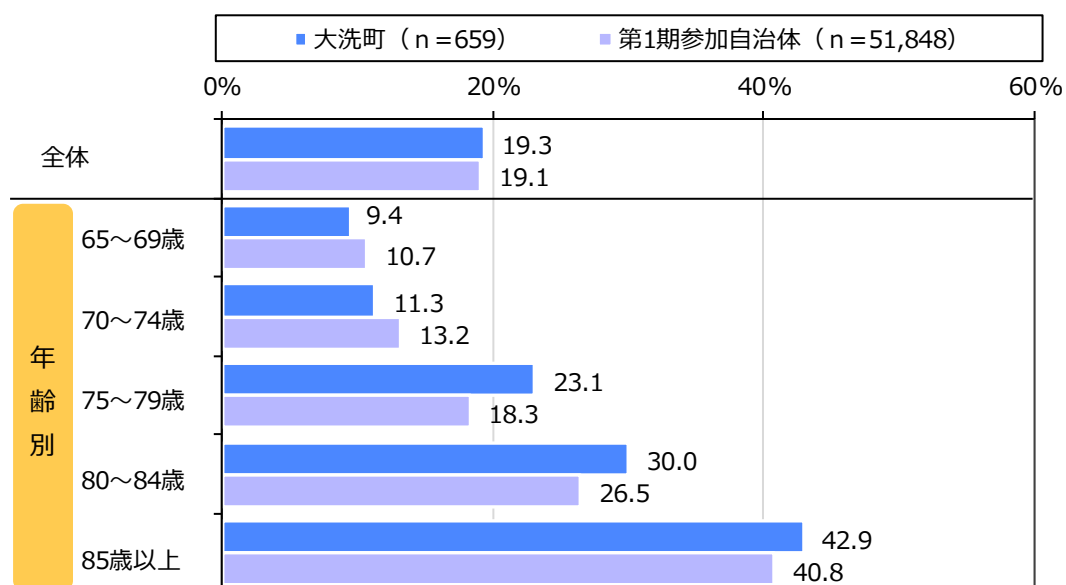
## 4 アンケート調査結果からみる高齢者等の現状

### (1) 健康とくらしの調査結果の概要

#### ① 要介護リスク：フレイルありの割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 19.3%となっています。年齢別を第1期参加自治体（平均値／以下同様）と比較すると、75歳以上が第1期参加自治体より高く、特に「75～79歳」ではとても高くなっています。

【要介護リスク：フレイルありの割合について】



#### <備考>

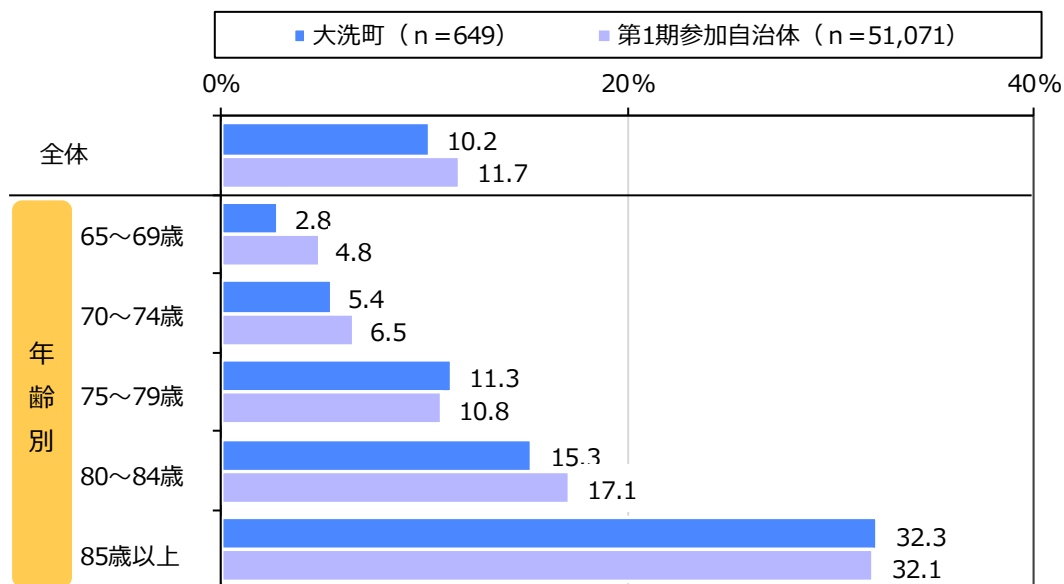
- ・「フレイル」とは、医学用語である「frailty(フレイルティー)」の日本語訳で、病気ではないけれど、年齢とともに筋力や心身の活力が低下し、介護が必要になりやすい、健康と要介護の間の虚弱な状態のことです。
- ・「フレイルあり」の本調査の定義については、質問項目の 25 項目中8項目以上該当することを基本としています。
- ・「第1期参加自治体」とは、介護予防・健康長寿・地域共生社会に関する分析を行う日本老年学的評価研究機構(JAGES)の共同調査研究事業に参加した 75 保険者のうちの 23 保険者です。(以下同様)
- ・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
大洗町	659	149	204	143	100	63
第1期参加自治体	51,848	11,844	14,667	10,749	8,435	6,153

## ② 要介護リスク：運動機能低下者の割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 10.2%となっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「65～69歳」が第1期参加自治体より低くなっています。

【要介護リスク：運動機能低下者の割合について】



### <備考>

・「運動機能低下者」の本調査の定義については、質問項目の3項目中2項目以上該当することを基本としています。

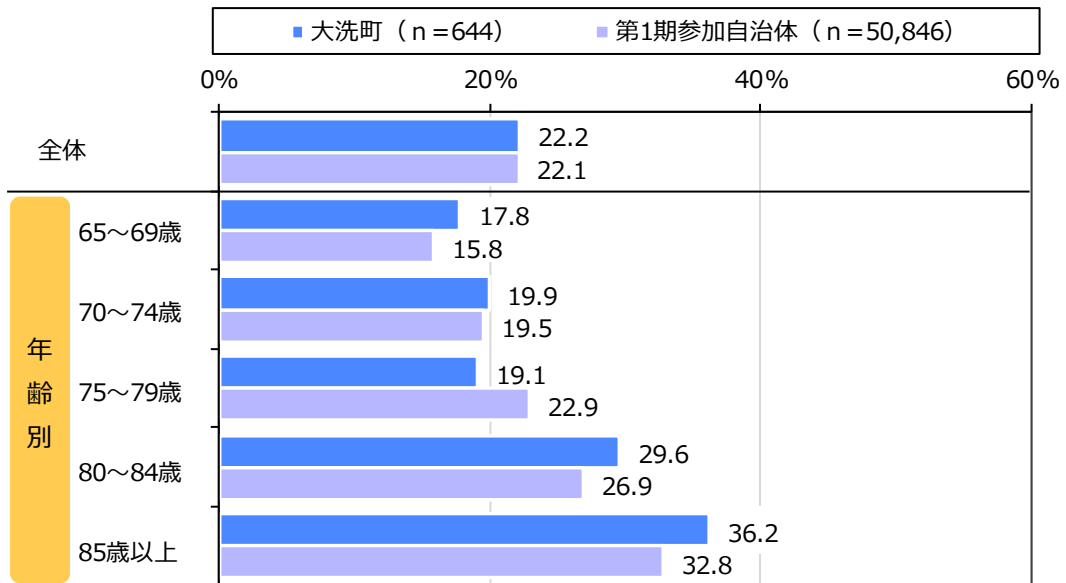
・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
大洗町	649	145	202	142	98	62
第1期参加自治体	51,071	11,697	14,493	10,593	8,296	5,992

### ③ 要介護リスク：口腔機能低下者の割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 22.2%となっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「65～69歳」と80歳以上が第1期参加自治体よりとて高く、反対に「75～79歳」がとても低くなっています。

【要介護リスク：口腔機能低下者の割合について】



<備考>

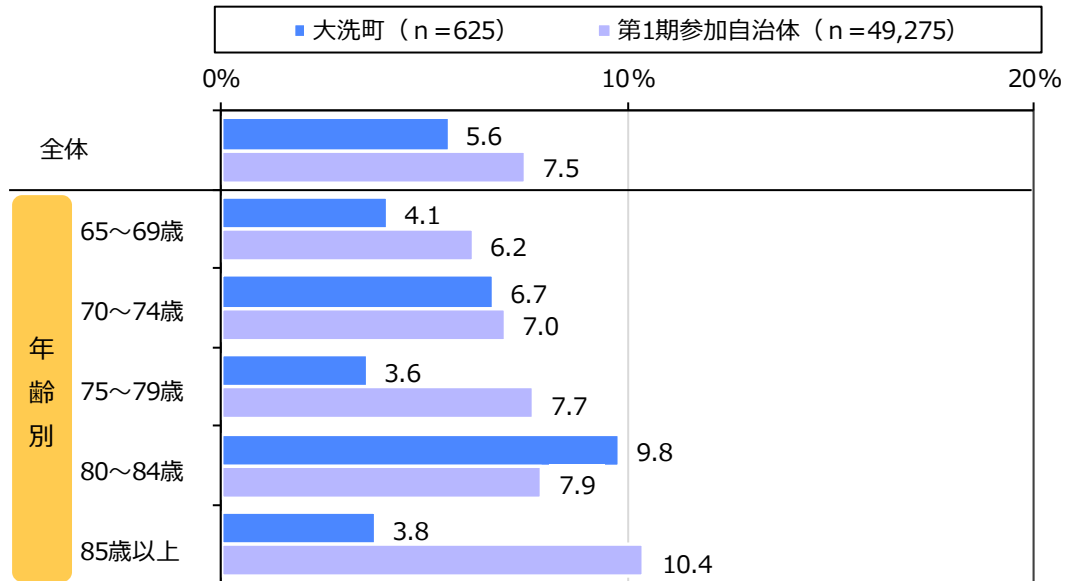
- ・「口腔機能低下者」の本調査の定義については、質問項目の5項目中3項目以上該当することを基本としています。
- ・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
大洗町	644	146	201	141	98	58
第1期参加自治体	50,846	11,683	14,475	10,558	8,253	5,877

#### ④ 要介護リスク：低栄養の傾向の割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 5.6%で、第1期参加自治体より低くなっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「80～84 歳」が第1期参加自治体より高く、反対に「65～69 歳」と「75～79 歳」「85 歳以上」がとても低くなっています。

【要介護リスク：低栄養の傾向の割合について】



<備考>

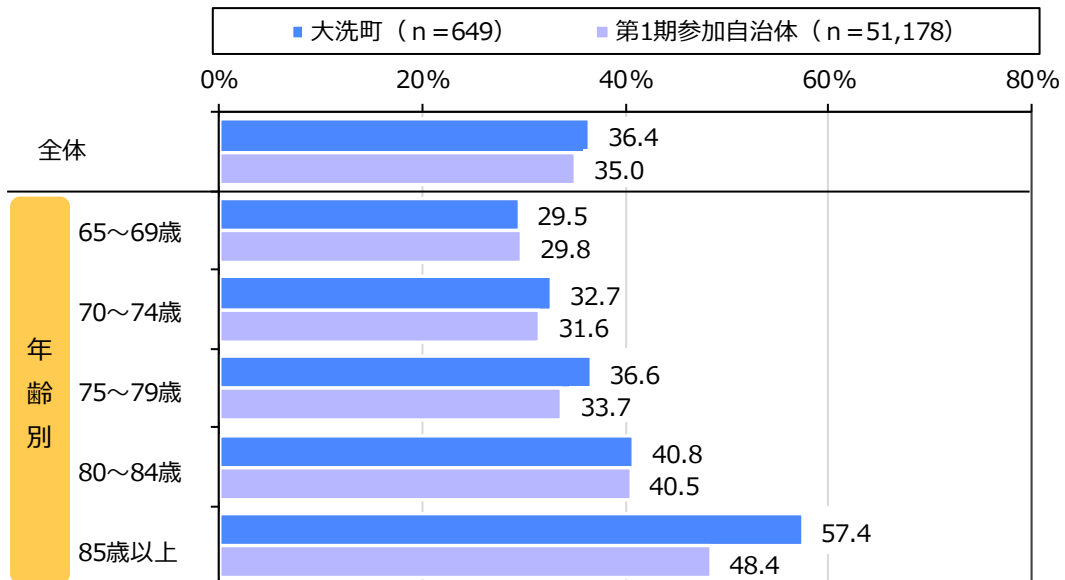
- ・「低栄養の傾向」の本調査の定義については、質問項目の身長と体重から算出される「BMI =18.5 未満」を基本としています。
- ・BMI(Body Mass Index)とは、肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で求められ、肥満や低体重(やせ)の判定に用います。
- ・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
大洗町	625	147	195	139	92	52
第1期参加自治体	49,275	11,538	14,218	10,324	7,813	5,382

## ⑤ 要介護リスク：認知機能低下者の割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 36.4%となっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「85歳以上」が第1期参加自治体よりとても高く、「75～79歳」が高くなっています。

【要介護リスク：認知機能低下者の割合について】



### <備考>

・「認知機能低下者」の本調査の定義については、質問項目の3項目中1項目以上該当することを基本としています。

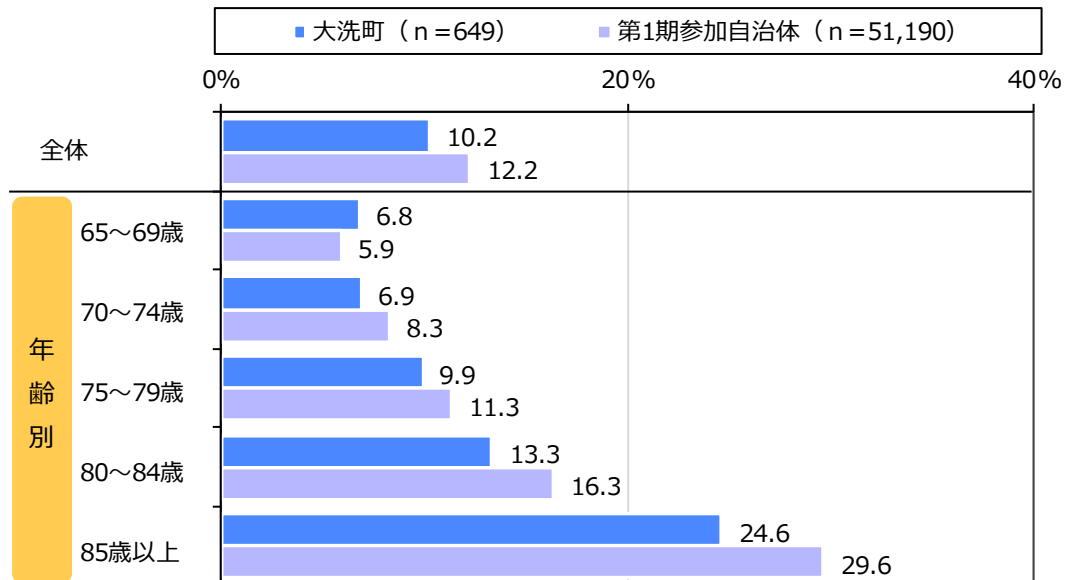
・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
大洗町	649	146	202	142	98	61
第1期参加自治体	51,178	11,708	14,500	10,611	8,321	6,038

## ⑥ 要介護リスク：IADL（手段的日常生活動作）低下者の割合について

大洗町では、全体のリスク該当者が 10.2%となっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「85歳以上」が第1期参加自治体よりとても低く、「80～84歳」が低くなっています。

【要介護リスク:手段的日常生活動作(IADL)低下者の割合について】



### <備考>

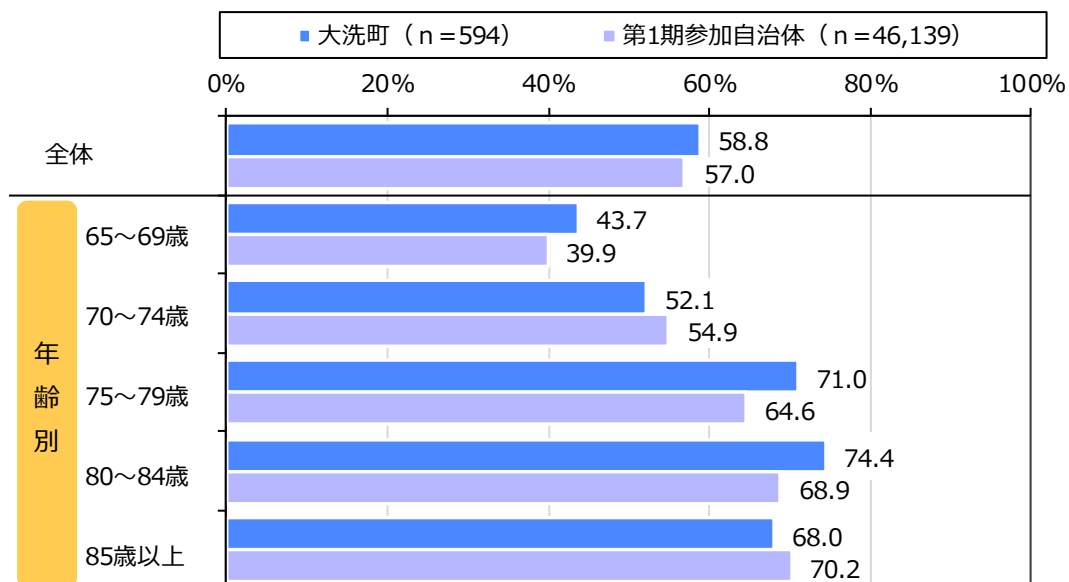
- ・「IADL(手段的日常生活動作)」とは、買い物等日常生活を送るために必要な動作のことです。
- ・「IADL(手段的日常生活動作)低下者」の本調査の定義については、質問項目の5項中1項目以上該当することを基本としています。
- ・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	全体	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
大洗町	649	146	202	142	98	61
第1期参加自治体	51,190	11,715	14,506	10,612	8,325	6,032

## ⑦ 就労：就労していない者の割合について

大洗町では、全体の就労していない者が 58.8%となっています。年齢別を第1期参加自治体と比較すると、「75～79 歳」が第1期参加自治体よりとても高く、「80～84 歳」が高くなっています。

【就労：就労していない者の割合について(単数回答)】



<備考>

・調査のサンプル数は、以下の通りです。

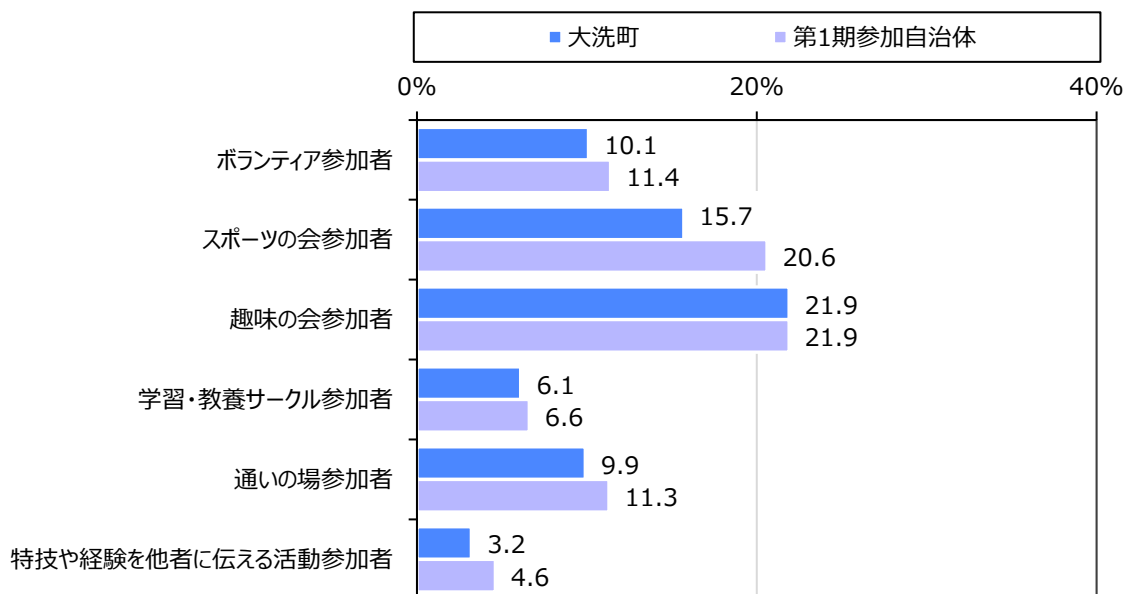
単位:件	全体	65～69 歳	70～74 歳	75～79 歳	80～84 歳	85 歳以上
大洗町	594	142	188	124	90	50
第1期参加自治体	46,139	11,263	13,423	9,462	7,048	4,943



### ⑧ 社会参加：活動別月1回以上参加の割合について

大洗町では、「趣味の会参加者」が21.9%と最も多く、次いで「スポーツの会参加者」が15.7%なっています。第1期参加自治体と比較すると、「スポーツの会参加者」が第1期参加自治体より低くなっています。

【社会参加：活動別月1回以上参加の割合について(単数回答)】



<備考>

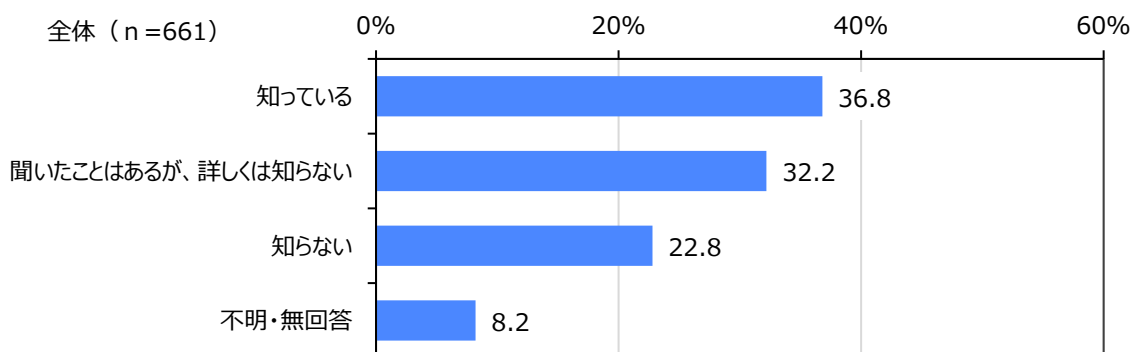
・調査のサンプル数は、以下の通りです。

単位:件	ボランティア参加者	スポーツの会参加者	趣味の会参加者	学習・教養サークル参加者	通いの場参加者	特技や経験を他者に伝える活動参加者
大洗町	622	618	621	621	627	623
第1期参加自治体	48,933	49,107	49,001	48,903	49,325	48,945

### ⑨ 町の地域包括支援センターの認知状況について

「知っている」が36.8%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が32.2%、「知らない」が22.8%となっています。

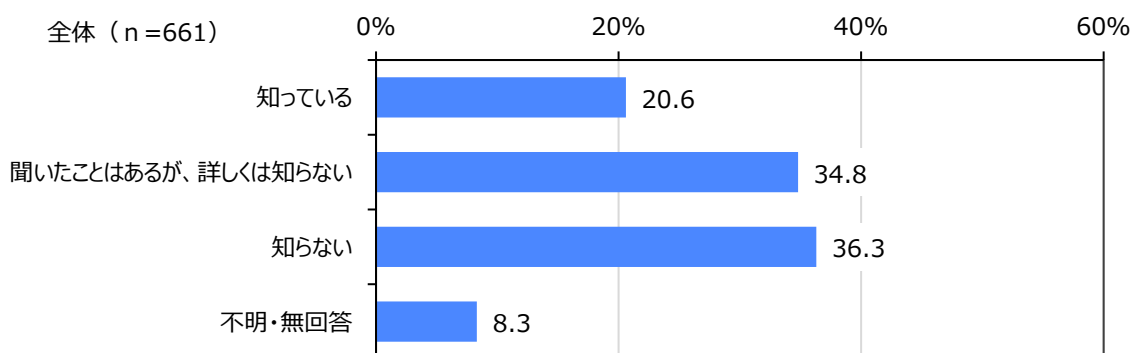
【町の地域包括支援センターの認知状況について(単数回答)】



### ⑩ 地区の高齢者相談センターの認知状況について

「知らない」が36.3%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が34.8%、「知っている」が20.6%となっています。

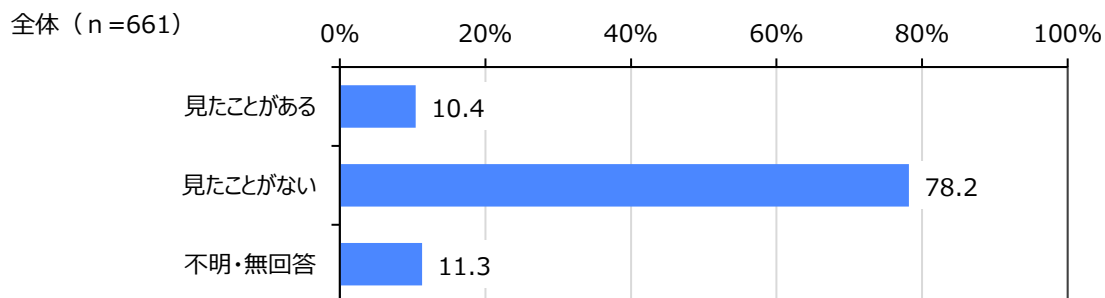
【地区の高齢者相談センターの認知状況について(単数回答)】



### ⑪ 認知症あんしんガイド（ケアパス）を見たことがあるかについて

「見たことがない」が 78.2%と、「見たことがある」の 10.4%を上回っています。

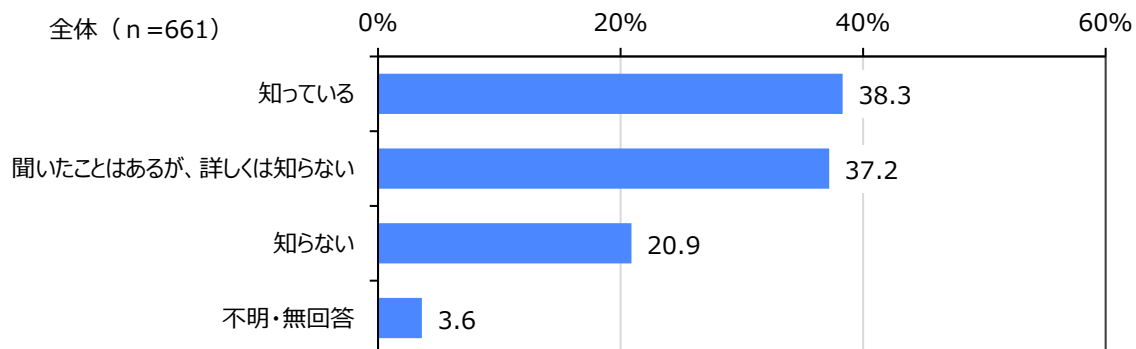
【認知症あんしんガイド(ケアパス)を見たことがあるかについて(単数回答)】



### ⑫ 成年後見制度の認知状況について

「知っている」が 38.3%と最も多く、次いで「聞いたことはあるが、詳しくは知らない」が 37.2%、「知らない」が 20.9%となっています。

【成年後見制度の認知状況について(単数回答)】

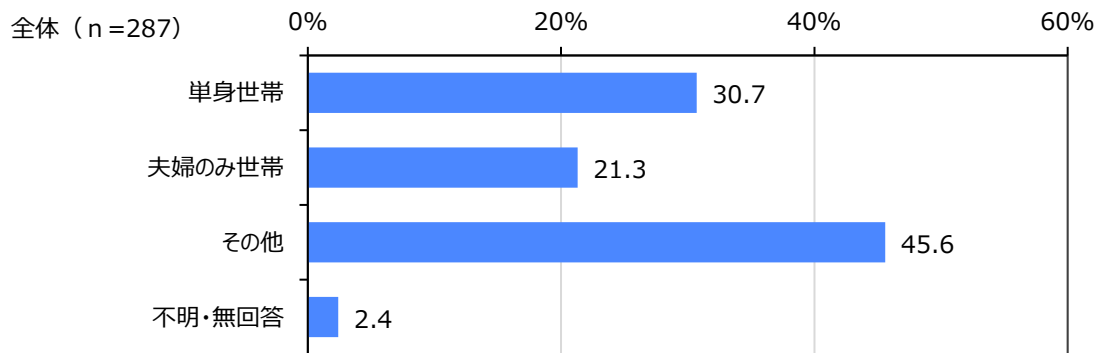


## (2) 在宅介護実態調査結果の概要

### ① 世帯類型について

「その他」が 45.6%と最も多く、次いで「単身世帯」が 30.7%、「夫婦のみ世帯」が 21.3%となっています。

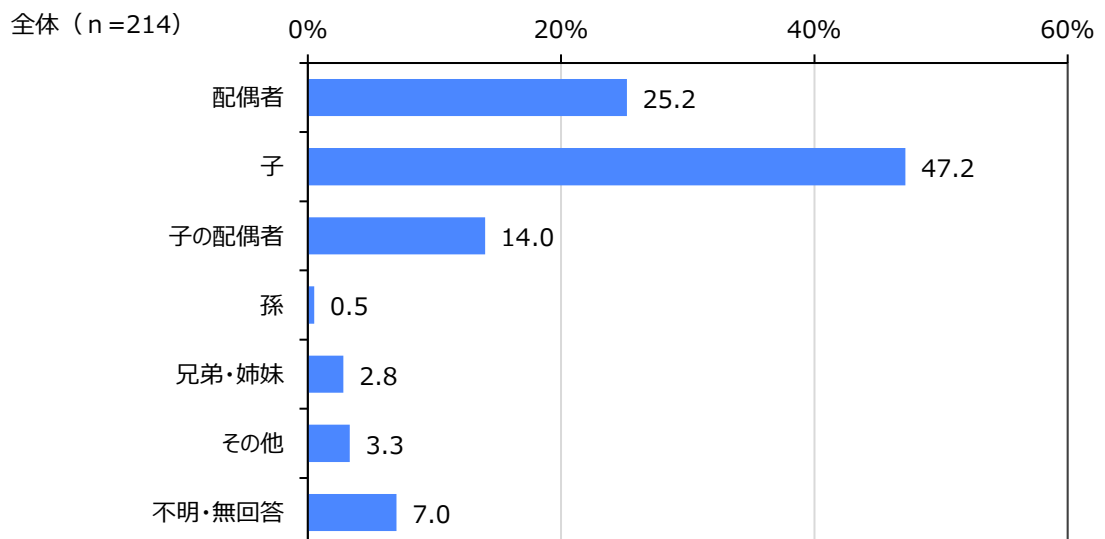
【世帯類型について(単数回答)】



### ② 主な介護者について

「子」が 47.2%と最も多く、次いで「配偶者」が 25.2%、「子の配偶者」が 14.0%となっています。

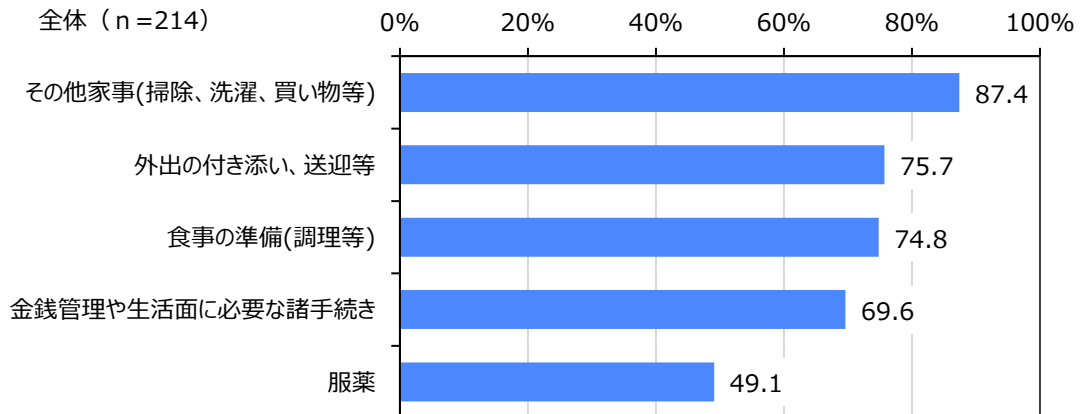
【主な介護者について(単数回答)】



### ③ 主な介護者が行っている介護等について

「その他家事(掃除、洗濯、買い物等)」が87.4%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が75.7%、「食事の準備(調理等)」が74.8%となっています。

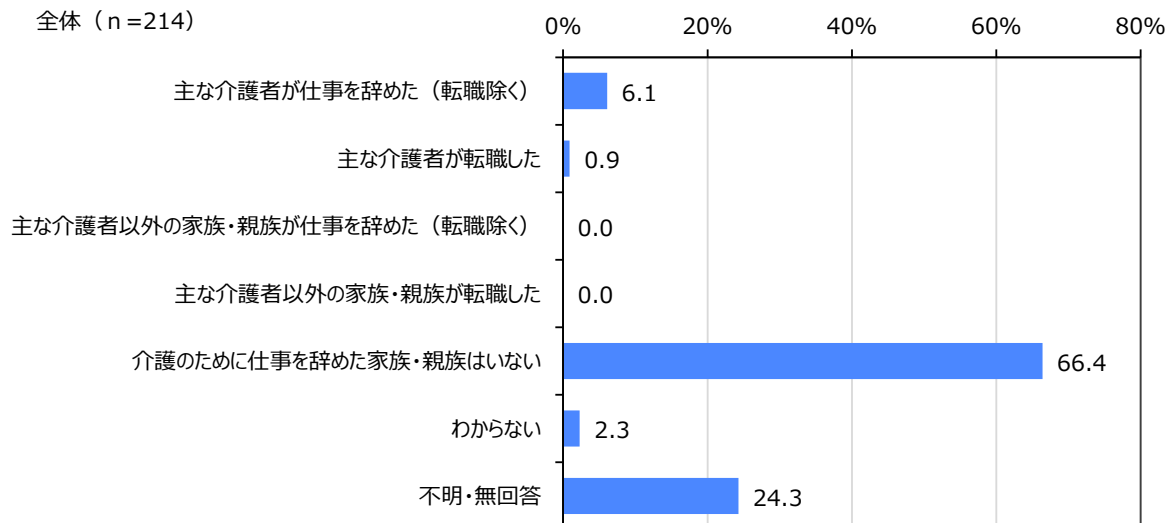
【主な介護者が行っている介護について(上位5項目／複数回答)】



### ④ 介護を主な理由とした過去1年の離職状況について

「介護のために仕事を辞めた家族・親族はいない」が66.4%と最も多く、次いで「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く)」が6.1%となっています。

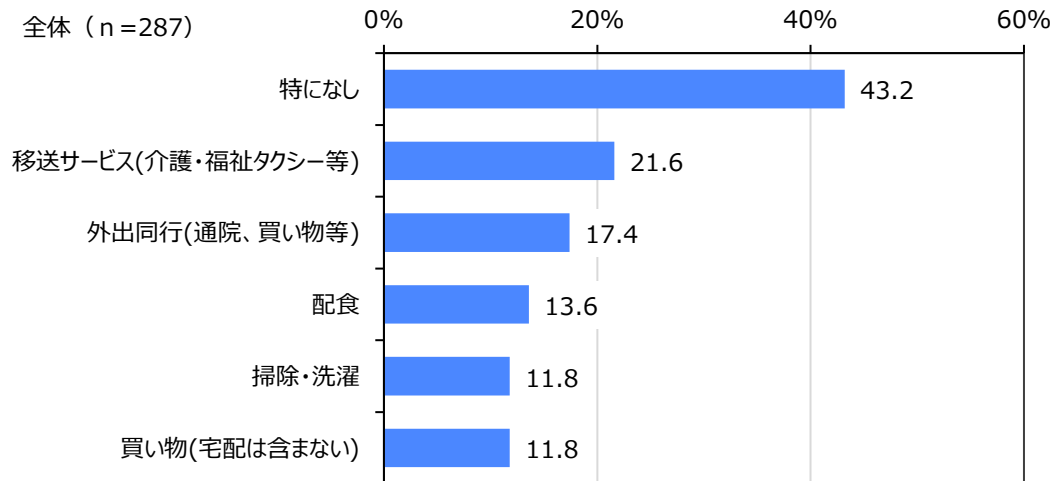
【介護を主な理由とした過去1年の離職状況について(単数回答)】



### ⑤ 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて

「特になし」が43.2%と最も多く、次いで「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が21.6%、「外出同行(通院、買い物等)」が17.4%となっています。

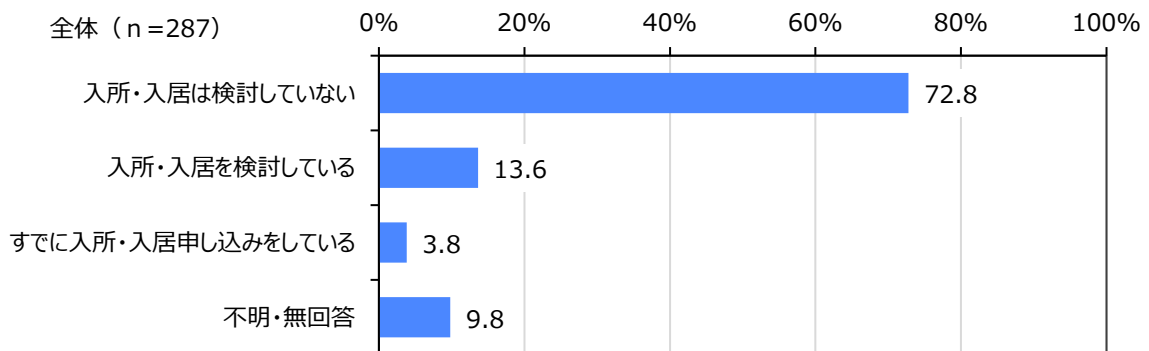
【在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスについて(上位6項目/複数回答)】



### ⑥ 施設等への入所・入居の検討状況について

「入所・入居は検討していない」が72.8%と最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が13.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が3.8%となっています。

【施設等への入所・入居の検討状況について(単数回答)】

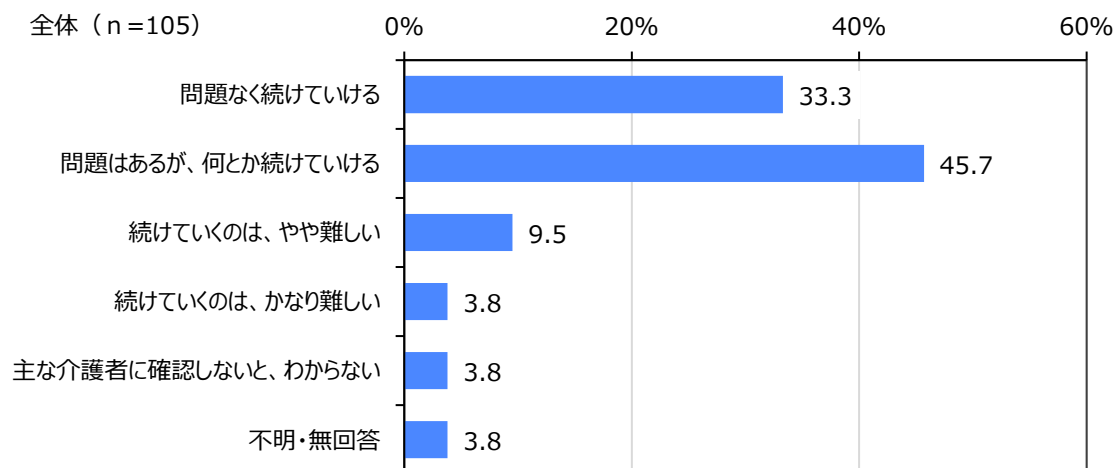


## ⑦ 主な介護者が今後も働きながら介護を続けていけるかについて

「問題はあるが、何とか続けていける」が45.7%で最も多く、次いで「問題なく続けていける」が33.3%、「続けていくのは、やや難しい」が9.5%となっています。

【主な介護者が今後も働きながら介護を続けていけるかについて

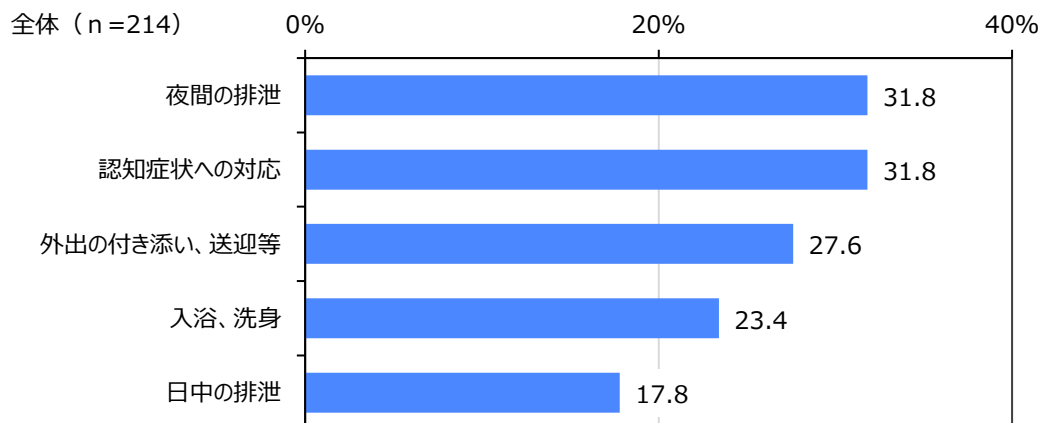
(フルタイムまたはパートタイムで働いている主な介護者／単数回答)】



## ⑧ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者が不安に感じる介護等について

「夜間の排泄」と「認知症状への対応」がともに31.8%と最も多く、次いで「外出の付き添い、送迎等」が27.6%、「入浴、洗身」が23.4%となっています。

【主な介護者が不安に感じる介護等について(上位5項目／複数回答)】



## 1 からだの健康づくりの推進

高齢者等の生活習慣病予防や生活機能の維持増進に向け、健康診査や健康教室の実施と健康診査の受診者の増加（受診率向上）に向けた周知に取り組んでいきます。また、健診・検査後のデータを基にした、保健師等による訪問指導や健康相談の実施と、介護予防に関する情報発信を行っていきます。

加えて、令和4年度からスタートした高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業とともに、感染症予防対策にも取り組んでいきます。

### （1）健康診査

健康診査には、特定健康診査、住民健診、各種がん検診等があります。

#### ① 特定健康診査

40歳～74歳までの国民健康保険加入者と社会保険の被扶養者を対象として、生活習慣病予防を目的とした健康診査を実施しています。

本町では、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和2年度の受診率が大幅に低下しましたが、その後は予約制に移行し、受診率は徐々に改善してきていることから、今後も引き続き、効果的な受診勧奨を行うとともに、新規受診者や継続受診者の増加に取り組み、特定健診受診率の更なる向上を進めていきます。

#### ■ 特定健康診査の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数（人）	3,349	3,230	3,025
受診人数（人）	804	1,010	1,034
受診率（％）	24.0	31.3	34.2

#### ② 住民健診

後期高齢者医療保険の加入者を対象に、生活習慣病等の早期発見と生活機能の維持増進を目的とした健康診査を実施しています。

本町では、特定健康診査と同様、新型コロナウイルス感染症の拡大のため、令和2年度の受診率が低下しましたが、その後は予約制に移行し、受診率は徐々に改善してきていることから、今後も引き続き、健診未受診者を対象とした積極的な受診勧奨や周知に取り組み、住民健診受診率の更なる向上を進めていきます。



■住民健診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	2,476	2,460	2,474
受診人数(人)	353	384	466
受診率(%)	14.3	15.6	18.8

③ 歯周病検診

各年度中に40歳、50歳、60歳、70歳になる方を対象に、指定医療機関において、むし歯の有無、歯肉の状況、歯みがき指導等、歯周病の予防を目的とした検診を実施しています。

歯周病検診の結果から、受診者の9割が何らかの治療や指導が必要な状況(要精密者)であることから、今後も引き続き歯周病検診の受診率向上を図り、早期発見・早期治療を促進することで、歯周病の進行を防ぐ取り組みを進めていきます。

■歯周病検診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	989	862	854
受診人数(人)	53	46	39
受診率(%)	5.4	5.3	4.6

④ がん検診等

胃がん、肺がん、大腸がん検診は、40歳以上の人を対象に実施しています。乳がん検診は30歳以上、子宮がん検診は20歳以上の女性を対象として実施しています。

■胃がん検診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	1,985	1,884	1,762
受診人数(人)	232	180	198
受診率(%)	11.7	9.6	11.2
県平均受診率(%)	9.9	8.9	10.0

■肺がん検診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	2,459	2,335	2,208
受診人数(人)	495	593	636
受診率(%)	20.1	25.4	28.8
県平均受診率(%)	13.5	18.4	19.3

■大腸がん検診の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	2,459	2,335	2,208
受診人数(人)	295	445	487
受診率(%)	12.0	19.1	22.1
県平均受診率(%)	11.2	14.7	15.2

■乳がん検診(マンモグラフィーのみ)の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
対象者数(人)	1,197	1,123	1,047
受診人数(人)	190	149	152
受診率(%)	15.9	13.3	14.5
県平均受診率(%)	14.8	14.7	16.7

## (2) 訪問指導

生活習慣病の予防や医療機関への受診勧奨を目的として、今後も引き続き、健康診査の結果をもとに保健師等が訪問指導を実施していきます。

■訪問指導の要指導者の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導実人員計(人)	8	20	19
指導延人員計(人)	8	20	19

## (3) 健康教育

生活習慣病予防、介護予防、その他健康に関する事項について、住民への正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という意識と自覚を高め、壮年期からの健康の保持、増進に資することを目的として、今後も引き続き、住民の健康課題を把握した健康教室を実施していきます。

■集団健康教育の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	参加延人数(人)	523	545	617
	開催回数(回)	42	42	42
病態別教育	参加延人数(人)	※コロナ禍で中止		48
	開催回数(回)			3
歯周病疾患教育	参加延人数(人)			14
	開催回数(回)			1

## (4) 健康相談

心身の健康に関する相談窓口を保健センター等に開設し、保健師等が相談に応じ必要な指導、助言を行っています。

また、今後も引き続き相談窓口の周知とともに、住民が相談しやすい環境の整備に取り組んでいきます。

### ■総合健康相談の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
指導者数(人)	1	0	0
開催回数(回)	12	12	12

## (5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

令和4年度からの新規事業として、庁内関係部署、関係機関と連携する職員の組織体制で一体的実施事業を開始。保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が、生活習慣病予防事業をはじめ、健康状態不明者等の把握、通いの場等への積極的な関与を行いながら、地域での健康づくりを推進していきます。

### ■住民健診後の個別保健指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
実人員計(人)	-	-	76	85
延人員計(人)	-	-	76	102

### ■通いの場での集団保健指導の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
参加者数(人)	-	-	292	259
開催回数(回)	-	-	25	19
うち栄養講話(回)	-	-	12	5
うち口腔講話(回)	-	-	13	14

## (6) 感染症予防対策

高齢者等が、多種多様な感染症等に対し、正しい知識をもって予防策を実践できるよう働きかけるとともに、発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への感染症のまん延予防に取り組んでいきます。

また今後は、介護事業者が作成した計画や指針の実効性について、事業所間連携の支援を含めた検討を行っていきます。

### ① 平常時における健康危機への備えの推進

関係機関との連携・協力のもと、日頃から高齢者等へ手洗いや消毒等の日常生活で行うことのできる感染症対策の啓発や情報発信を行います。

## ② 介護職員等に対する研修等の実施

感染症の予防や感染症に関する情報提供を行うとともに、介護職員等に対して研修会を開催し、感染症予防に係る知識や技術の向上に取り組みます。

## ③ 健康危機の発生時の体制整備

感染症等の健康危機の発生時には、関係機関との連携・協力のもと、高齢者等への健康危機に関する正確な情報提供や相談できる体制の整備を図ります。また、生活の維持に向けて、支援を必要とする高齢者等への対応等を関係団体等と連携しながら、速やかに適切な対応を行います。

## 2 生活支援サービスの推進

日常生活を営む上で何らかの支援が必要な高齢者やその家族に対し、地域で安心して生活を送るための自立生活支援と家族支援を行っていきます。

### 1) 自立生活支援

#### (1) 生活指導短期宿泊事業

要介護認定において対象外の高齢者のうち、基本的な生活習慣の欠如が見られ、在宅で自立した生活を営むことが一時的に困難な高齢者等に対し、養護老人ホーム等へ短期入所することによって普通に日常生活が送れるように指導や支援を行っています。

##### ■生活指導短期宿泊事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人員（人）	A	1	1	2
年間延利用日数（日）	B	55	15	29
1人あたりの年間延利用日数（日）	B÷A	55	15	15

#### (2) 軽度生活援助事業（町シルバー人材センター委託事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯のうち、要介護認定対象外となり、かつ日常生活における支援が必要な高齢者に対し、掃除等の簡易な家事支援を行っています。

利用者の身体状況や生活環境等の変化により、サービスの質や量が多くなるような場合は、介護予防・日常生活支援総合事業サービス等にスムーズにつなげるようにします。

##### ■軽度生活援助事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人員（人）	A	0	1	2
年間延利用日数（日）	B	0	22	53
1人あたりの年間延利用日数（日）	B÷A	0	22	27

#### (3) 配食サービス事業

見守りが必要なひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯に対し、配達ボランティアが居宅を訪問し、月6回弁当等を直接手渡すことにより、健康の保持と安否確認を行っています。

■配食サービス事業の実施状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人員（人）	A	21	16	23
年間延利用回数（回）	B	737	787	1,001
1人あたりの年間延利用回数（回）	B÷A	35	49	44

（4）生きがい活動支援通所事業

要介護認定対象外となり、かつ自宅に閉じこもりがちな高齢者に対し、外出の機会を創出し、介護予防につながるよう、健康づくりや趣味、レクリエーション、創作活動等ができる場所を設置し、2つのクラスで月2回活動をしています。

■生きがい活動支援通所事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
Aクラス年間利用実人員（人）	60	58	59
Bクラス年間利用実人員（人）	771	813	1,008

（5）愛の定期便事業

見守りが必要なひとり暮らし高齢者等に対して、週3回、業者が乳製品の配達を行うことにより、高齢者の安否確認及び孤立感の解消を図っています。

また、配達業者の減少により、事業の受け皿が少なくなりつつある中、サービス提供者については1業者増やし、実施体制の拡充が図れました。今後も引き続き事業を実施しながら、事業の統廃合も視野に入れ、事業の内容や体制の見直し、強化を図っていきます。

■愛の定期便事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人数（人）	8	8	9
年間延利用人数（人）	977	912	1,194

（6）買物支援対策事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯で生活必需品の買い物が困難な人たちに対し、月8便、町内店舗や町近郊のショッピングセンター等への送迎及び買い物支援を行っています。

■買物支援対策事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人数（人）	42	42	46
年間登録者数（人）	73	81	81
年間延利用人数（人）	439	529	503

## 2) 家族支援サービス

### (1) 徘徊高齢者家族支援事業 (GPS)

認知症等により高齢者が行方不明となった場合の早期発見及び家族の不安軽減のため、対象者本人と家族に対しGPS機器の貸出しを行っています。

#### ■徘徊高齢者家族支援事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
年間利用実人数 (人)	0	0	0

### (2) 徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業

認知症や精神障害等により高齢者等が行方不明となった際に、警察や地域包括支援センター、介護事業所等の協力機関への情報連絡と捜索依頼をすることにより、行方不明者の早期発見・保護につながるよう、ネットワーク体制を構築しています。

#### ■徘徊高齢者等 SOS ネットワーク事業の実施状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
登録者数 (人)	8	8	9
協力機関数 (機関)	14	13	13

### 3 施設サービスと多様な住まいの確保

高齢者の住まいの安定確保に向け、高齢者の多様なニーズに応じた施設・住まいの確保と支援とともに、わかりやすい住宅情報の提供を行っていきます。

#### (1) 養護老人ホーム

養護老人ホームは、老人福祉法に基づき、環境上及び経済的理由により居宅において生活することが困難な高齢者が、町の措置により入所できる老人福祉施設です。

また、高齢者虐待やセルフネグレクト（自己放任）等のケースが生じ、被対象者である高齢者を緊急的に保護する必要がある場合に町が措置入所を行う施設でもあります。

##### ■養護老人ホームの利用状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
実人数（人）	8	5	4

#### (2) 軽費老人ホーム

軽費老人ホームは、老人福祉法に基づき、60歳以上で身体の機能低下等により、自立した生活を営むことについて不安がある人で、家族や親族等による援助を受けることが困難な人を対象に、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助等、社会生活上の便宜を供与する施設です。

本町には当該施設がないことから、隣接自治体に所在する軽費老人ホーム等の利用案内を行っています。

#### (3) サービス付高齢者向け住宅

サービス付高齢者向け住宅は、「高齢者の居住の安定確保に関する法律」の改正により創設されました。原則的には要支援・要介護の認定に関係なく入居できる高齢者向けの賃貸住宅となっています。また、要支援・要介護認定者については、日常生活を送りながら相談サービスや居宅介護サービスを受けることができます。

本町には1施設32戸の住宅が整備されていますが、入居希望者の利用ニーズに応じ、隣接自治体に所在する同施設の利用案内も併せて行っています。

##### ■サービス付高齢者向け住宅の整備状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
整備数（戸）	32	32	32	32	32	32



#### (4) 有料老人ホーム

有料老人ホームは、老人福祉法に基づき、高齢者が暮らしやすいように配慮された住まいで、提供するサービス内容により低額から高額のホームまで様々なタイプがあります。高齢者のライフスタイルや経済状況等を踏まえ、それらの利用ニーズに応じたホームが選べ、食事や介護サービスを受けることができます。

本町には当該施設がないことから、隣接自治体に所在する有料老人ホーム等の利用案内を行っています。

##### [有料老人ホームの種類]

###### ○介護付有料老人ホーム（一般特定施設入居者生活介護）

介護等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要になっても、ホームが提供する特定施設入居者生活介護を利用しながら、生活を送ることが可能です。

###### ○住宅型有料老人ホーム

生活支援等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の訪問介護等の介護サービスを利用しながら、生活を送ることができます。

###### ○健康型有料老人ホーム

食事等のサービスが付いた高齢者向けの居住施設です。介護が必要となった場合には、契約を解除し退去となります。

## 4 包括的な相談・支援体制の推進

地域包括ケアシステムの確立に向け、これまでの制度の枠を超えて包括的に支援する相談・支援体制の整備を進めていきます。

### (1) 地域包括支援センターの相談・支援体制

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域で尊厳のある生活を続けられるよう、心身の健康の維持、生活の安定のための必要な相談・援助を行うことにより、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を図り、包括的に支援していく中で、地域包括ケアシステムの確立を目指しています。

地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）を配置し、チームアプローチによる業務を行っています。

### 大洗町地域包括支援センター

<業務内容>

- 総合相談支援
- 権利擁護
- 包括的・継続的ケアマネジメント
- 介護予防ケアマネジメント
- 介護予防支援

主任ケアマネジャー

社会福祉士

保健師



### (2) 高齢者相談センターの相談・支援体制

高齢者相談センターは、町の北圏域・南圏域に各1箇所ずつ設置し、高齢者の身近な相談窓口となっています。センター職員は、福祉や介護の様々な相談内容に対応し、フレイル予防や、必要に応じて介護サービスのスムーズな申請・利用につなげられるよう、地域包括支援センターとの連携を強化し、相談支援を行っています。

### 高齢者相談センター

<業務内容>

- 相談支援 ● 実態把握
- 家族支援 ● 地域包括支援センターとの連携
- 情報提供・啓発活動

北圏域 磯浜町・磯道・東光台・和銅・五反田・港中央

南圏域 桜道・大貫町・神山町・成田町



北圏域

南圏域



### (3) 町の相談・支援体制

町（福祉課）では、高齢者等からの様々な相談に応じるとともに、庁内関係部署や公的機関、医療機関、介護事業所等と連携し、支援に向けた早期対応に取り組んでいます。

また、住民に対しては、町広報紙、ホームページ、SNS等を通じて、高齢福祉サービス並びに介護保険制度に関する最新情報の提供を適宜行っていきます。

## 5 高齢者の権利擁護体制の確立

認知症高齢者の増加等を踏まえ、判断能力が不十分になっても高齢者が安心して生活できるよう、成年後見制度の利用促進や日常生活の自立支援に向けた取り組みを行っていきます。また、高齢者の虐待防止や消費者被害防止に向けた施策を進めていきます。

### (1) 成年後見制度の利用促進

認知症高齢者等の判断能力が十分でない人に対し、地域で安心して日常生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進に取り組んでいます。

認知症高齢者の増加に伴い、今後、成年後見制度を必要とする高齢者等の増加が見込まれることから、成年後見が必要な人を速やかに制度へつなぐため、潜在的な対象者の把握を行い、制度に関する普及啓発の強化に取り組んでいきます。

また、成年後見制度を必要とする人が円滑に利用できるよう、「成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条」に定められている市町村計画に基づき、中核機関設置に向けた体制整備の推進を進めていきます。

### (2) 日常生活自立支援事業の利用支援

日常生活自立支援事業は、高齢や障害等により判断能力が低下し、福祉サービスの利用手続きや金銭管理をひとりで判断し行うことが不安、または難しい人、他者からの支援があれば自立した生活が維持できる人を対象とした事業です。利用にあたっては、町社会福祉協議会が相談窓口となり、契約に基づき、生活支援員が日常的な金銭管理や定期的な訪問による支援を行っていきます。

### (3) 高齢者虐待防止施策の推進

高齢者虐待は高齢者個人の尊厳を侵犯する重大で深刻な問題です。

本町では、「高齢者虐待の防止・高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」及び「茨城県高齢者虐待マニュアル（改訂版）」に基づき、高齢者の尊厳を守り、介護を行う側の家族等の支援を行っています。また、町地域包括支援センター職員による虐待防止に関するセミナーや介護職を対象とした学習会を開催しています。また、町内の全介護事業者が従事者を対象とする虐待防止のための研修会を定期的を開催しています。

近年、様々な経路から高齢者虐待に関する通報や相談等が寄せられ、年々増加している中、今後も引き続き、潜在的な高齢者虐待の早期発見・早期対応のネットワークの構築並びに虐待防止に向けた普及啓発を行うとともに、介護者等の負担軽減を図る支援を行うことによる発生防止に取り組んでいきます。

### (4) 詐欺等の消費者被害防止施策の推進

「消費者庁消費者白書」によると、認知症等高齢者に関する消費相談の始まりは、周囲からの相談が8割、障害者等も周囲からの相談が6割を占めています。高齢者の消費者トラブルの特徴として、お金、孤独、健康の「3つの不安」に付け込まれ被害に遭いやすいことから、認知症等の高齢者や障害者等の消費者トラブルの未然防止や被害拡大防止には、周囲の気付き、声かけ、適切な機関へつなぐ、見守る体制の構築が重要であり、本町では、民生委員・児童委員や居宅介護支援事業者、介護サービス事業者等、日頃から高齢者と接する機会が多い関係者から情報が寄せられるよう、働きかけを行っています。

また、消費者被害情報の把握を行い、消費生活センターと連携しながら情報伝達と適切な対応により被害を未然に防ぐように支援するとともに、被害の回復のための機関の紹介を行っています。

さらに、町消費生活センターと地域包括支援センターを中心に、年4回程度介護事業所等と情報共有、意見交換等を行うとともに、消費者被害の注意喚起に向け、茨城県警察本部より提供されるシルバーニュースを介護サービス事業者に周知していきます。

## 6 認知症高齢者対策の推進

高齢化の進展に伴う認知症高齢者の増加に対する取り組みは、各自治体において喫緊の課題であり、国においては、2025（令和7）年には、高齢者の5人に1人が認知症になると推計しています。こうした状況を踏まえ、国では令和元年6月「認知症施策推進大綱」を取りまとめ、認知症になっても住み慣れた地域で尊厳と希望を持って認知症と共に生きる「共生」を目指す取り組みを進めていくとともに、認知症になるのを遅らせ、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」の取り組みを政府一丸となって進めていくことが示されました。

また、令和5年6月に国会においては、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らせる共生社会の実現に向け、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法（以下、「認知症基本法」という。）」が制定され、令和6年1月1日に施行されました。

本町においても、上記の「認知症施策推進大綱」及び、「認知症基本法」を踏まえた上で、今後も引き続き現行の認知症施策の見直し及び改善を行い、新たな施策の推進を図っていきます。

### 1) 普及啓発・本人発信支援

#### (1) 認知症に関する情報の発信

町（福祉課）をはじめ、医療・介護関係機関、高齢者等の通いの場や活動拠点、親子ふれあいセンターにパンフレット等を備え、認知症に関する情報を発信しています。

また、今後も引き続き、世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）や認知症を知る月間（毎年9月）、介護の日（毎年11月11日）の機会を捉えて、町広報紙等で認知症に関する理解促進を図っていきます。

#### (2) 認知症相談窓口の周知

地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめ、高齢者等の初期相談窓口である高齢者相談センターや認知症医療に関する相談窓口であるかかりつけ医や認知症疾患医療センターの利用方法等について、町広報紙やホームページ等で紹介していきます。

#### (3) 認知症の人と家族が発信できる場所づくり

認知症の人からの声の発信機会の場として、または認知症の人の家族同士での意見交換や交流の場として、認知症カフェ・多世代サロン等を多く開設できるよう取り組みます。

さらに、認知症の人とその家族等を地域住民が輪となって支援するチームオレンジの立ち上げも支援し、認知症の人や家族等が住み慣れた住環境で暮らし続けられるよう取り組んでいきます。

## 2) 認知症予防

### (1) 認知症予防に資する通いの場の充実

地域において高齢者等が身近に通える場を充実するとともに、より多くの地域住民が参加できるよう、体制を整備しています。

また、運動不足の改善をはじめ、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持が、認知症予防に資する可能性があることが示唆されていることから、今後も引き続き、通いの場における保健師、管理栄養士等の専門職による健康相談等の高齢者保健事業と介護予防の一体的実施について検討していきます。

## 3) 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

### (1) 認知症高齢者の早期発見・早期対応のための体制整備

ひとり暮らしの認知症高齢者においては、介護者や身元保証人の不在のために医療や介護を受けることが困難となりやすいことから、早期発見・早期対応が行えるよう、介護・医療関係機関、地域住民等からの情報や各種相談事業を通じて、認知症が疑われる高齢者等の早期発見に取り組むとともに、認知症初期集中支援チーム、認知症地域支援推進員、地域包括支援センター等の更なる質の向上を図り、これらの連携を強化することで早期対応のとれる体制づくりと多職種協働を推進しています。

また、町民や関係機関から寄せられる高齢者や介護者に関する相談等は年々多様化、複雑化している中、今後も引き続き、各関係機関との情報共有や協議を行うとともに、各機関の役割を明確にしつつ適切な支援ができる体制の整備に取り組んでいきます。

### (2) 医療・介護従事者の認知症対応力向上の促進

認知症の人と接する機会が多い医療・介護従事者が、できる限り認知症症状の進行を遅らせ、BPSD（認知症の行動・心理症状）を予防できるよう、国・県主催の研修について周知するとともに、受講の勧奨に取り組んでいきます。

### (3) 介護者の負担軽減の推進

高齢化の進展に伴い、働き盛り世代の介護者の増加も見込まれるため、仕事と介護の両立支援、介護離職ゼロに向けた取り組みを推進しています。また、今後も引き続き、心理的負担の軽減を図るための取り組みとして開催されている認知症カフェや家族教室等への開催支援とともに、周知広報や町職員のカフェ参加による定期開催の定着に取り組んでいきます。



## 4) 認知症バリアフリー・若年性認知症の人への支援

### (1) 地域支援体制の強化

認知症地域支援推進員によるキャラバン・メイト※の活動支援と認知症サポーターの量的な拡大と質の向上に取り組むとともに、認知症サポーターができる範囲で手助けを行えるような支援チームをつくり、認知症の人や家族への具体的な支援につなげる仕組みづくりを進めています。

また、今後も引き続き、高齢者等が行方不明となった際に、早期発見・保護ができるよう、協力機関等による見守りネットワークの構築に取り組んでいきます。

※キャラバン・メイトとは、所定の研修を修了した人で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を伝える認知症サポーター養成講座の講師を務める人のことです。

### (2) 若年性認知症の人への支援

若年性認知症の人が、可能な限り適切な支援を受けられるよう、支援に関する情報提供や相談窓口の周知を進めていきます。

#### ○認知症高齢者への声掛け模擬訓練「かけらっしょ」の現場風景



#### ○認知症カフェ・多世代交流サロンの現場風景



## 7 避難行動要支援者対策

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、本町も震度 5 強の強い揺れとともに最大 4.0m の大津波が襲来し、電気・水道・電話等のライフラインが寸断されたため、町と地域包括支援センター・町社会福祉協議会・福祉関連事業所が協力し、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯を中心に避難行動要支援者と言われる人への安否確認と飲料水等の配付を実施しました。

本町では、災害への備えとして、「大洗町地域防災計画」に基づき、災害時における高齢者等の生活を支える施策に取り組んでいます。

また、今後も引き続き、災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう、防災体制の充実を図る必要があるほか、特に避難行動要支援者の把握に取り組むとともに、それぞれの避難行動要支援者ごとにその避難を支援してくれる人を定める等、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えていきます。

### (1) 避難行動要支援者支援の推進

防災関係機関並びに介護事業者等と連携を進め、支援体制の整備を推進しています。

また、一般高齢者、避難行動要支援者に対し、庁内連携を図りながら、災害種別に応じた対策について検討していきます。

### (2) 福祉避難所（高齢者）等の災害時の取り組みの推進

協定施設と連携して訓練や検討会等を実施する等、災害時の実効性を高める取り組みを進めています。また、多様化する自然災害に備えるため、今後の福祉避難所の開設時期や必要となる備蓄物資・器材の選定や確保の方法等を検討していきます。

### (3) 在宅避難者への見守り体制の整備

民生委員・児童委員、社会福祉協議会、保健福祉サービス事業者等と連携し、在宅で避難生活を送る要配慮者に対して、訪問等による健康状態の確認や福祉ニーズを把握する体制の整備を進めています。



## 1 高齢者の社会参加と生きがいつくりの推進

高齢者の社会参加や生きがいつくりにつながるよう、高年者クラブ活動や生きがい活動、就労支援を行っていきます。

### (1) 高年者クラブ活動等

高年者クラブは、地域を基盤とする自主組織であり、長年培った知識と経験を活かし、奉仕活動や健康づくり、スポーツ、文化に関する活動を行っています。

近年、新規加入者の減少や会員の高齢化に伴い、クラブの解散や活動縮小が課題となっていることから、今後も引き続き、町社会福祉協議会と連携して行っている高年者クラブ活性化運動（勧誘・PR・活動充実）の推進を支援することで、高年者クラブの魅力や必要性を発信し、会員増強と組織力強化に取り組んでいきます。

#### ■ 高年者クラブの状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
クラブ数（クラブ）	16	16	16
会員数（人）	258	262	246
60歳以上人口（人）	6,666	6,680	6,662
加入率（%）	3.9	3.9	3.7

資料：高年者クラブ連合会

### (2) 高齢者の生きがい活動等の推進

高齢者の生きがい活動支援として、生涯学習事業の公民館講座（趣味活動）や介護予防事業のシルバーリハビリ体操、多世代交流の場である元気づくりサロン、地域福祉の担い手としてのボランティア活動等を促進しています。

今後、更なる高齢社会を迎えるにあたり、高齢期における生きがい活動や社会参加は、高齢者の社会的孤立を未然に防ぎ、また、地域の活性にとって必要な取り組みであり、事業内容の充実が課題となっていることから、引き続き、スポーツや趣味等を通じた高齢者同士の交流や世代間交流等、地域の人たちが気軽に集える場の充実を図ることで、高齢者の積極的な社会参加につなげていきます。

また、高齢者の仲間づくりの場として機能している「元気づくりサロン」は地域の人たちの顔つなぎの場でもあり、新たな活動につながる重要な役割もあることから、町社会福祉協議会と連携し、地域の高齢者ととともに活動の充実を図っていきます。

### (3) 高齢者の就労支援

高齢者の就労支援として、60歳以上の人の就労機会を提供している町シルバー人材センターへの運営支援や関係事業との連携による情報交換や広報周知の機会提供を行っています。

県内のシルバー人材センターでは、定年延長や会員の高齢化等により、会員数の減少をはじめ、委任業務の受注件数や事業収入が伸び悩み等の厳しい就労状況が続いている中、団塊世代の後期高齢期への移行や改正高年齢者雇用安定法の施行を踏まえ、高齢者が豊富な知識や経験等を活かして、地域で活躍できる場が必要であることから、今後も引き続き、多くの高齢者に就業できる機会を提供できるよう、町シルバー人材センターと連携し、地域活性化の担い手となる人材育成の構築の実現に向けて取り組んでいきます。

#### ■大洗町シルバー人材センターの状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
業務受注件数（件）		1,019	1,105	1,091
会員数	男性（人）	102	104	107
	女性（人）	59	65	63
	合計（人）	161	169	170

## 2 地域活動とボランティア活動の支援の推進

高齢者がいきいきと地域で活動し、地域活力の向上とともに高齢者の生きがいづくりや健康維持につながるよう、地域活動とボランティア活動への支援を行っていきます。

### (1) 地域活動とボランティア活動の支援

超高齢社会を迎え、地域の活力を維持していくためには、団塊の世代をはじめとする元気な高齢者がいきいきと社会で活躍することが重要です。

本町においては、町社会福祉協議会が中心となり、地域福祉力の向上を目指しています。そのための取り組みの一つとして、ボランティア養成講座や各ボランティア団体で組織される連絡協議会を通して、様々な活動を支援しています。

また、地域活動やボランティア活動を通じた社会参加の機会は、高齢者自身の生きがいや健康維持につながるとともに、世代間の交流を深め、互助の意識を醸成することから、今後も引き続き町社会福祉協議会と連携し、各活動の支援を進めていきます。

さらに、地域で自主的に活動している団体や取り組みの把握を進め、住民主体のインフォーマルサービス\*の活動を支援していきます。

\*インフォーマルサービスとは、家族をはじめ近隣や地域社会、NPO団体やボランティア団体等が行う援助活動で、公的なサービス以外のものを指します。

<大洗町ボランティア連絡協議会参加団体一覧>

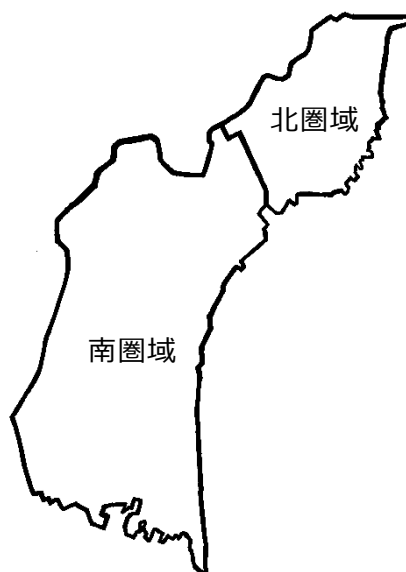
※会員数は令和5年3月末

団体名		活動内容	会員数
1	ボランティアしおさい	児童養護施設慰問、他市町村ボランティア団体交流会他	41
2	大洗町漁協女性部	各種イベントへの参加協力、魚食普及のPR活動、施設慰問他花壇作り	40
3	ボランティアふるさと	大洗駅前清掃活動、大洗町元気づくりサロンでの小物・料理づくりの手伝い他	28
4	大洗町更生保護女性会	更生保護への意識啓発活動、非行防止・健全育成並びに地域の子育て支援他	28
5	家庭倫理の会大洗	子ども倫理塾、子育てセミナーの開催、地域の清掃活動他	45
6	傾聴ボランティア虹の会	施設訪問及びひとり暮らし高齢者宅での傾聴活動	15
7	りんてつ応援団	大洗駅及び駅周辺の清掃・花壇の整備等	15
8	大洗町食生活改善推進委員連絡会	調理実習補助、大洗町元気づくりサロンへ講話等訪問活動	24
9	大洗海岸夢拾い	大洗海岸、サンビーチのごみ拾い	63

## 1 日常生活圏域の概況

第3期の介護保険事業計画から、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、大洗町を日常の生活範囲に分け、その圏域ごとに地域密着型サービスを提供しています。

第9期計画では、第8期計画に引き続き、地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件等を総合的に勘案して、日常生活圏域を次の2圏域としていきます。



＜日常生活圏域別人口等の状況＞

	大洗町北圏域 (磯浜町・磯道・東光台・ 和銅・五反田・港中央)	大洗町南圏域 (桜道・大貫町・神山町・ 成田町)	全町
人口(人)	10,179	5,610	15,789
世帯数(世帯)	4,896	2,781	7,677
前期高齢者数(人)	1,616	955	2,571
後期高齢者数(人)	1,817	1,065	2,882
高齢化率(%)	33.7	36.0	34.5

資料：住民基本台帳人口(令和5年9月末)

介護保険サービスの基盤である介護サービス提供事業所の圏域別の整備状況は、以下のようになっています。

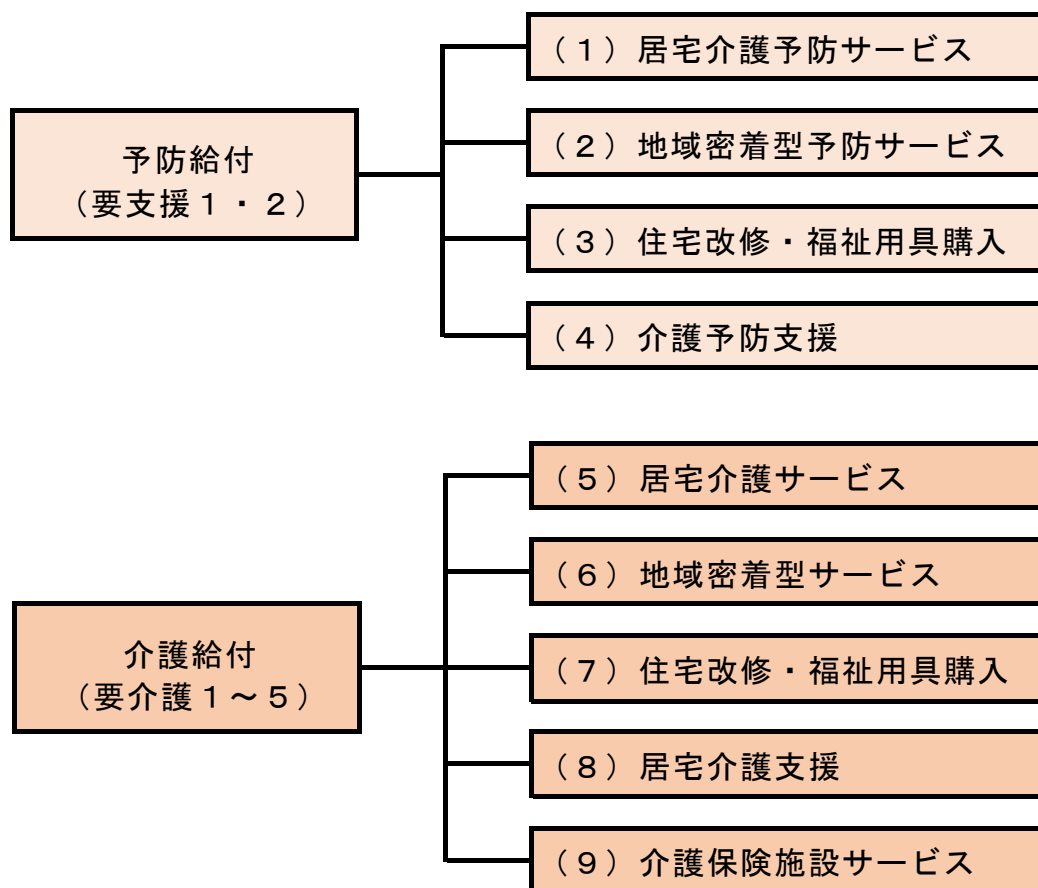
＜日常生活圏域別介護サービス提供事業所の整備数＞

サービス区分		北圏域	南圏域
施設サービス	介護老人福祉施設	0	2
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0
	介護老人保健施設	0	1
	介護医療院	0	1
居住系サービス	特定施設入居者生活介護	0	0
	地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0
	認知症対応型共同生活介護	1	1
在宅サービス	訪問介護	1	1
	訪問入浴介護	0	0
	訪問看護	0	1
	訪問リハビリテーション	0	0
	通所介護	2	0
	地域密着型通所介護	1	2
	通所リハビリテーション	0	1
	短期入所生活介護	1	2
	短期入所療養介護（老健）	0	1
	短期入所療養介護（病院等）	0	1
	福祉用具貸与	0	0
	特定福祉用具販売	0	0
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0
	夜間対応型訪問介護	0	0
	認知症対応型通所介護	0	0
	小規模多機能型居宅介護	0	0
	看護小規模多機能型居宅介護	0	0
	介護予防支援・居宅介護支援	3	2

資料：大洗町（令和6年3月1日）

## 2 介護保険サービスの現状と見込量等

第9期では、第8期の方針を引き継ぎ、高齢者の介護予防・在宅生活支援に注力し、高齢者が住み慣れた地域で可能な限り住み続けることができるよう、「①介護、②介護予防、③医療、④生活支援、⑤住まい」の5つのサービスを一体化して提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けて継続的に取り組んでいきます。



## 1) 居宅介護サービス

### (1) 訪問介護

要介護者に対して、介護福祉士等の訪問介護員（ホームヘルパー）が居宅を訪問し、入浴、排泄、食事等の身体介護や調理、洗濯等の生活支援を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	1,668	2,086	2,120	2,173	2,232	2,332	2,265
	人数(人/月)	69	67	65	63	66	68	67

### (2) 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

寝たきり等の理由により、自宅で入浴することが困難な人のために、看護職員、介護職員が居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	38	34	37	41	45	50	41
	人数(人/月)	8	8	8	10	11	12	10
介護予防	回数(回/月)	0	2	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	1	0	0	0	0	0

### (3) 訪問看護・介護予防訪問看護

看護師、准看護師、理学療法士または作業療法士等が居宅を訪問し、療養上の世話や診療の補助を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	536	528	593	625	635	644	638
	人数(人/月)	50	55	56	61	63	64	63
介護予防	回数(回/月)	87	72	108	115	124	124	124
	人数(人/月)	13	11	15	14	15	15	15

#### (4) 訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、理学療法士、作業療法士または言語聴覚士が居宅を訪問し、必要なりハビリテーションを行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	403	497	458	525	561	561	553
	人数(人/月)	27	36	33	40	43	43	42
介護予防	回数(回/月)	140	131	133	120	134	134	134
	人数(人/月)	12	12	11	9	10	10	10

#### (5) 居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士または管理栄養士等が通院困難な人の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	61	61	63	59	63	65	64
介護予防	人数(人/月)	4	3	3	4	4	4	4

#### (6) 通所介護（デイサービス）

通所介護事業所において、食事、入浴等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行うサービスであり、利用者が最も多いサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	回数(回/月)	1,364	1,196	1,027	1,063	1,017	1,028	1,041
	人数(人/月)	122	108	90	90	90	91	91

#### (7) 通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、心身機能の維持・回復を目的として、日常生活の自立を助けるための理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うサービスです。



		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	回数(回/月)	543	519	465	493	490	499	498
	人数(人/月)	68	64	60	64	63	64	62
介護 予防	人数(人/月)	20	19	16	15	16	16	16

### (8) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）

介護老人福祉施設等に短期間入所して、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や心身機能の維持・向上を目的とした機能訓練等を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	日数(日/月)	681	719	657	743	785	785	775
	人数(人/月)	44	46	52	53	56	56	52
介護 予防	日数(日/月)	9	15	40	35	40	40	40
	人数(人/月)	3	3	5	7	8	8	8

### (9) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）

介護老人保健施設や医療機関に短期間入所して、看護や医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療等を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	日数(日/月)	41	34	31	44	44	44	44
	人数(人/月)	6	4	3	4	4	4	4
介護 予防	日数(日/月)	0	0	0	0	0	0	0
	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

### (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

介護保険の事業者として指定を受けた有料老人ホームやケアハウス等に入居している要介護者等に対し、入浴、排泄、食事等の日常生活の介護や機能訓練等を行うサービスです。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	人数(人/月)	7	8	12	14	15	15	14
介護 予防	人数(人/月)	0	0	0	0	0	0	0

### (11) 福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

心身の機能が低下し、日常生活に支障のある要介護者等に、日常生活の自立を図るために介護用ベッドや車椅子等の福祉用具の貸与を行うサービスです。貸与できる福祉用具の種類は、下記の通りです。

<貸与できる福祉用具の種類>

- ・車椅子 ・車椅子付属品 ・特殊寝台（介護用ベッド） ・特殊寝台付属品
- ・じょくそう予防用具 ・体位変換器 ・手すり ・スロープ ・歩行器
- ・歩行補助杖 ・認知症高齢者徘徊感知器 ・移動用リフト

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	人数(人/月)	203	215	224	224	229	233	230
介護 予防	人数(人/月)	80	87	93	88	87	88	87

### (12) 特定福祉用具購入費・特定介護予防福祉用具購入費

要介護者等に貸与になじまない入浴や排泄等に用いる福祉用具の購入費用を支給し、日常生活の自立支援を図るサービスです。年間10万円を上限に、保険給付相当額を支給します。購入費の支給対象となる福祉用具の種類は、下記の通りです。

<購入費の支給対象となる福祉用具の種類>

- ・腰掛便座 ・入浴補助用具 ・自動排泄処理装置の交換可能部分 ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	人数(人/月)	4	4	6	6	6	7	6
介護 予防	人数(人/月)	2	2	2	1	1	1	1

### (13) 住宅改修費・介護予防住宅改修費

在宅での自立支援を推進するため、要介護者等が現に住んでいる住宅の改修を行った場合、その工事費(上限額 20 万円)の9割から7割を保険から支給するサービスです。住宅改修費の支給対象となる改修は、下記の通りです。

＜住宅改修費の支給対象となる改修＞

- ・手すりの取り付け ・段差の解消
- ・滑りの防止や移動の円滑化等のための床または通路面の材料の変更
- ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器への便器の取替え

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	2	2	3	3	3	3	3
介護予防	人数(人/月)	2	2	2	2	2	2	2

### (14) 居宅介護支援・介護予防支援

居宅において介護を受ける要介護者等が適切にサービスを利用できるよう、介護支援専門員(ケアマネジャー)が、利用者の心身の状態や生活環境、利用者や家族の意向等を考慮して、ケアプラン(介護サービス計画)を作成し、介護サービス事業者との連絡調整等のケアマネジメントを行うサービスです。

なお、要支援者については、地域包括支援センターが介護予防ケアプラン(介護予防サービス計画)を作成します。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	320	326	322	317	317	324	318
介護予防	人数(人/月)	97	103	112	101	101	102	101

## 2) 介護保険施設サービス

### (1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

常時介護を必要とする高齢者で、自宅での介護が困難な要介護者が、定員 30 人以上の特別養護老人ホームに入所し、施設サービス計画（ケアプラン）に基づき、食事や入浴、排泄等の介護や、日常生活や療養上の世話、機能訓練、健康管理を行うサービスです。

本町では現在 130 床整備されており、充足しているため、新たな整備の予定はありません。また、令和 5 年 4 月に改正された「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針（平成 26 年 12 月 12 日付け老高発 1212 第 1 号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）」に基づき、今後は、居宅において日常生活を営むことが困難な要介護 1・2 の人が適切に入所できるよう、地域の実情に合わせた運用を検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
介護	人数(人/月)	115	110	94	100	100	100	100

### (2) 介護老人保健施設

病状が安定し、医学的管理のもとにおける機能訓練が必要とされる要介護者に対し、在宅復帰を目的とした看護や介護、リハビリテーションを行うサービスです。

本町では現在 100 床整備されており、他施設の整備状況から新たな整備の予定はありません。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 12 年度
介護	人数(人/月)	103	103	117	116	116	116	113

### (3) 介護医療院

平成 30 年度より医療療養病院と介護療養型医療施設の転換先として新設されたサービスで、長期にわたり療養が必要である高齢者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練や、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受けるサービスです。

本町では現在 35 床整備されており、充足しているため、新たな整備の予定はありません。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	人数(人/月)	11	13	15	18	18	18	17

### 3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態になっても住み慣れた地域の中で生活を継続できるよう24時間体制で支えるという観点から、要介護者の日常生活圏域内にサービス提供の拠点が確保されるべきサービスとして位置付けられています。

#### (1) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、居宅介護者について夜間の定期的な巡回訪問や通報により、居宅において入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後の整備の必要性については、利用者ニーズの把握や介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

#### (2) 認知症対応型通所介護

認知症対応型通所介護は、居宅要介護者のうち居宅で生活する認知症の人について、デイサービスセンター等への通所により、入浴、排泄、食事等の介護、日常生活上の世話、機能訓練を行うサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後の整備の必要性については、利用者ニーズの把握及び介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

#### (3) 地域密着型通所介護

小規模な通所介護事業所（定員18人以下）は、平成28年4月から地域密着型サービスに移行しました。通所介護と同様、入浴、排泄、食事等の日常生活上の支援や生活機能向上のための支援を行うサービスです。

令和4年度に通所介護サービス休止（廃止）事業者があったことから、今後の整備の必要性については、利用者数の動向を把握しながら検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 12年度
介護	回数(回/月)	522	617	700	759	838	928	943
	人数(人/月)	49	61	85	75	84	94	95

#### (4) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護とは、居宅要介護者について、その人の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その人の選択に基づき、その人の居宅またはサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び訓練を行うサービスです。身近な地域の中で、顔なじみの介護職員から様々なサービスを受けることができます。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後、サービスの利用希望があった場合には、国の広域利用の手引きを参照しながら、利用の促進を図ります。また、整備の必要性については、利用者ニーズの把握や介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

#### (5) 看護小規模多機能型居宅介護

要介護度が高く、医療ニーズの高い高齢者に対応するため、小規模多機能型居宅介護サービスに加え、必要に応じて訪問看護等を一体的に提供するサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後、サービスの利用希望があった場合には、国の広域利用の手引きを参照しながら、利用の促進を図ります。また、整備の必要性については、利用者ニーズの把握や介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

## (6) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回訪問サービスは利用者に対し、計画に基づき、日常生活上の世話を必要に応じて1日数回程度行うサービスです。随時対応サービスは、24時間・365日対応可能な窓口を設置し、利用者からの連絡や通報に対応するオペレーターを配置し、通報内容に応じて随時対応を行うサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、他市町村の同意を得て、広域利用を実施しています。

今後、サービスの利用希望があった場合には、国の広域利用の手引きを参照しながら、利用の促進を図ります。また、整備の必要性については、利用者ニーズの把握や介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	1	2	0	1	1	1	1

## (7) 認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護

共同生活が可能な認知症の人（要支援2及び要介護者）を対象に、家庭的な環境で日常生活上の介護や機能訓練を行うサービスです。

本町では、現在45床整備されており、充足しているため、新たな整備の予定はありません。

### ■第9期基盤整備状況

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要利用定員総数(人/年)	540	540	540

		実績値		見込値	見込量			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
介護	人数(人/月)	43	38	37	37	37	37	37

## (8) 地域密着型特定施設入居者生活介護

定員29人以下の有料老人ホーム等に入居している要介護者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や機能訓練、健康管理等を行うサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後の整備の必要性については、利用者ニーズの把握や介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。

## (9) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

定員 29 人以下の特別養護老人ホーム等に入所している要介護者を対象に、入浴、排泄、食事等の日常生活上の介護や機能訓練、健康管理等を行うサービスです。

本町では、現在、町内に指定事業者がないため、利用実績はありませんでした。サービスの認知度が低いことが課題となっています。

今後の整備の必要性については、利用者ニーズの把握及び介護支援専門員へのヒアリング調査を行いながら、既存の事業者の有効活用等を踏まえ慎重に検討していきます。



## 4) 要介護（支援）者等に対するリハビリテーション提供体制の構築

本町では、現在、町内のリハビリテーション資源が限られているため、隣接自治体の介護老人保健施設、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問看護事業所について、情報提供できる体制を整備しています。

今後も引き続き、利用者が心身の状態に応じて、医療保険で実施する急性期、回復期のリハビリテーション、介護保険で実施する生活期リハビリテーション、通所介護サービスによる機能訓練、地域支援事業で実施する通所型サービス、一般介護予防事業へと切れ目のないサービス利用ができるよう関係機関の連携を進めていきます。

### ■大洗町のリハビリテーション事業所の現状(令和6年3月1日)

区分	事業所数
通所リハビリテーション	1事業所（定員：40名）
訪問リハビリテーション	0事業所
介護老人保健施設	1施設
介護医療院	1施設
短期入所療養介護（老健）	1施設
短期入所療養介護（病院等）	1施設

### ■大洗町のリハビリテーションサービス利用率の現状

要介護（支援）別利用率 （受給者数÷認定者数）		訪問 リハビリテーション			通所 リハビリテーション			介護老人保健施設		
		全国	茨城県	大洗町	全国	茨城県	大洗町	全国	茨城県	大洗町
要支援1	(%)	0.7	0.8	1.8	7.3	7.7	7.3	0.0	0.0	0.0
要支援2	(%)	1.8	1.8	8.9	10.5	12.9	9.8	0.0	0.0	0.0
要介護1	(%)	1.7	1.8	6.5	10.2	13.3	11.8	2.9	4.2	10.2
要介護2	(%)	2.7	2.7	7.2	11.4	14.8	15.8	5.5	8.2	15.1
要介護3	(%)	2.4	2.1	2.9	7.8	8.9	6.6	9.1	12.3	17.5
要介護4	(%)	2.1	2.0	3.9	4.8	5.7	4.7	11.0	14.9	23.6
要介護5	(%)	2.4	2.3	5.0	2.9	3.2	3.3	9.5	15.2	10.0
合計	(%)	2.0	2.0	5.3	8.4	10.4	9.3	4.9	7.6	11.5

資料：介護保険事業状況報告（令和4年9月末）

## 5) 低所得者の介護サービス利用への支援

介護サービスが必要でありながら経済的な理由によりサービスを受けられないことがないよう、低所得者に対する費用負担の軽減について適切な運用を図っていきます。

### (1) 社会福祉法人等による生活困難者に対する利用者負担軽減制度

低所得者で特に生計が困難である者に対して、社会的役割のある社会福祉法人等による負担を基本として、利用者負担の軽減を行うことにより、介護サービスの利用促進を図るものです。

本町では、町地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者に対して、本制度の周知を行っています。

今後も引き続き、生活保護受給者や低所得者が必要とする介護サービスが利用できるよう、隣接している自治体に所在する社会福祉法人等軽減対象事業所一覧を作成し、関係機関に対して本制度の周知を行っています。

### (2) 特定入居者介護（介護予防）サービス費

市町村民税世帯非課税の低所得者に対して、施設サービス、短期入所サービスの食費・居住費の負担には限度額が設定されます。限度額を超える分は、特定入所者介護（介護予防）サービス費として、保険給付で補い負担を軽減しています。

本町では、毎年、前年度該当者に申請案内通知を送付するとともに、申請漏れ等がないよう、介護保険施設や居宅介護支援を行う介護支援専門員（ケアマネジャー）に周知を行っています。

今後も引き続き、前年度該当者への申請案内通知と介護支援専門員（ケアマネジャー）への周知を行うとともに、定期的に広報紙等で制度概要についての周知広報を行います。

### (3) 高額介護（介護予防）サービス費

1か月に支払った介護サービス費用が所得に応じて設定した上限額を超えたときは、超えた分を申請により払い戻しています。

本町では、毎月、高額介護（介護予防）サービス支給費新規該当者に申請勧奨通知を送付するとともに、毎月の茨城県国民健康保険団体連合会の審査を経て、該当者に対するサービス費の支給を行っています。

今後も引き続き、新規該当者への申請勧奨通知と該当者に対するサービス費の支給を行うとともに、定期的に広報紙等で本制度についての周知広報を行います。

#### (4) 高額医療合算介護（介護予防）サービス費

各保険における世帯内で1年間にかかった医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額となった場合に、一定の自己負担額を超えた分を申請により払い戻しを行っています。

本町では、該当者に高額医療合算介護（介護予防）サービス費支給申請勧奨通知を送付するとともに、毎月の茨城県国民健康保険団体連合会の審査を経て該当者に対するサービス費の支給を行っています。

今後も引き続き、該当者への申請勧奨通知とサービス費の支給を行うとともに、定期的に広報紙等で本制度についての周知広報を行ってまいります。

### 6) 居宅要介護者支援事業（介護用品購入費助成）について

本町では令和3年度より、要介護3・4・5の住民税非課税者に対して、介護用品等の購入費の助成を行っています。

今後も引き続き、介護用品等の購入費の助成を行うとともに、定期的に広報紙等で事業概要について周知広報を行ってまいります。また、対象者の拡大について、実績や要望を把握しつつ検討してまいります。

#### ■ 介護用品等の購入費助成の実施状況

	令和3年度	令和4年度
助成件数（件）	56	42

### 7) 介護職員の業務負担軽減に向けた取り組み

介護事業者における職場改善、業務負担軽減のため、事業所指定届や各変更届、職員処遇改善に関する書類等の作成・手続きについて、国標準様式の使用や電子メールでの提出方法についての周知を行っています。また、各交付金等については、介護事業者に対し、国、県からの通知を速やかに伝達するよう取り組んでいます。

今後も引き続き、介護事業者に対する周知等を行うとともに、介護分野の行政手続に関する簡素化・利便性向上を推進するため、令和7年度までに介護事業所指定における厚生労働省「電子申請届出システム」の運用開始を進めてまいります。

### 8) 介護人材研修費等助成事業について

本町では、令和5年度より、町の相談窓口体制充実と介護保険サービスの安定供給を維持するため、介護支援専門員等の研修受講費用等の一部助成を行っています。

### 3 地域支援事業の現状と今後の方策

<事業一覧>

区分	事業名
介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業
	訪問型サービス（第1号訪問事業）
	指定相当訪問型サービス
	短期集中型訪問（訪問型サービスC）
	通所型サービス（第1号通所事業）
	指定相当通所型サービス
	閉じこもり予防型通所介護（通所型サービスA）
	介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）
	一般介護予防事業
	介護予防把握事業
	介護予防普及啓発事業
	介護予防講演会
	シルバーリハビリ体操
	介護予防教室
	地域介護予防活動支援事業 元気づくりサロン事業
	元気づくり「サロン」
	一般介護予防事業評価事業
地域リハビリテーション活動支援事業	
包括的支援事業	地域包括支援センターの運営
	高齢者相談センターの運営
	在宅医療・介護連携推進事業
	生活支援体制整備事業
	認知症総合支援事業
	認知症初期集中支援推進事業
	認知症地域支援・ケア向上事業
	認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業
地域ケア会議推進事業	
任意事業	介護給付等費用適正化事業
	要介護認定の適正化
	ケアマネジメントの適正化
	住宅改修等の点検
	縦覧点検・医療情報との突合
	介護給付費通知
	家族介護支援事業
	家族介護継続支援事業
	その他事業
	成年後見制度利用支援事業
	福祉用具・住宅改修支援事業
	認知症サポーター養成事業
地域自立生活支援事業	

## 1) 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」に分けられます。

### (1) 介護予防・生活支援サービス事業

本事業は、「訪問型サービス」「通所型サービス」「介護予防ケアマネジメント」から構成され、要支援者・事業対象者で、かつ、介護予防ケアマネジメントの結果、必要と判断された場合に利用することができます。

#### ① 訪問型サービス（第1号訪問事業）

##### i) 指定相当訪問型サービス

従来の介護予防訪問介護相当のサービスです。ホームヘルプサービスのことで、自宅に訪問して掃除・洗濯等の日常生活上の支援を行っています。

##### ■指定相当訪問型サービスの実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数（人）	276	192	156	216	216	216

##### ii) 短期集中型訪問

理学療法士、作業療法士等の専門職が、自宅に訪問して生活状況を確認しながら、生活能力を低下させないような指導、相談を短期集中的に行い、社会参加に結びつけるサービスです。

今後は、事業の実施体制を確保しながら、事業の周知広報に取り組んでいきます。

##### ■短期集中型訪問の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数（人）	0	0	0	36	36	36

#### ② 通所型サービス（第1号通所事業）

##### i) 指定相当通所型サービス

従来の介護予防通所介護相当のサービスです。一般的にデイサービスと言い、日帰りで施設に通い、日常生活上の支援や機能訓練等を行っています。

##### ■指定相当通所型サービスの実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数（人）	816	720	708	744	744	744

## ii) 閉じこもり予防型通所介護

レクリエーション・ミニデイサービス等のプログラムです。

本サービスは、利用者が少なかったため、令和4年度末に唯一の実施事業所が休止になり、供給体制は0となりました。今後については、将来的なニーズ把握を行いつつ、再開または廃止について検討していきます。

### ■閉じこもり予防型通所介護の実施状況と計画

	実績値			見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数(人)	84	108	8	0	0	0

## ③ 介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）

要支援者・事業対象者の生活の様子を聞き取り、何に困っているのか、これからどのような暮らしを望んでいるのか等を明確にし、サービスを投入することによって対象者のこれまでの生活が維持・向上できるように支援しています。

### ■介護予防ケアマネジメントの実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延人数(人)	716	887	948	723	884	941

## (2) 一般介護予防事業

高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体による通いの場の普及と促進を図り、また、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が拡大していけるような地域づくりを推進します。加えて、地域においてリハビリテーションに関する専門的知識を有する者を活かした自立支援に資する取り組みを推進し、要介護状態になっても生きがいや役割をもって生活できる地域を構築することにより、介護予防を推進することを目的としています。一般介護予防事業は、①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④一般介護予防事業評価事業、⑤地域リハビリテーション活動支援事業に分類されます。

### ■自立支援・重度化防止に向けた通いの場に関する活動指標

指標	単位	基準値	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
通いの場への参加者数(町全体)	人	508	508	535	535	
高齢者人口からみた通いの場への参加割合	%	9.3	9.3	9.8	9.9	

## ① 介護予防把握事業

介護予防・日常生活支援総合事業の事業対象者、要介護認定者のうち介護サービスを利用していない人を対象に、地域包括支援センターが訪問・電話等により実態把握を行い、閉じこもり等の何らかの支援を要する人を早期に把握し、介護予防活動へつなげています。

### ■介護予防把握事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数（人）	261	258	200	213	230	240

## ② 介護予防普及啓発事業

### i) 介護予防講演会

有識者等による講演会を開催し、介護予防に資する基本的な知識の普及啓発を図っています。

### ■介護予防講演会の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

### ii) シルバーリハビリ体操の推進

シルバーリハビリ体操指導士による健康づくり「ふれあい教室」を町内集会所等で開催し、住民から住民へ介護予防の重要性を呼び掛けています。

また、新たな指導士の養成及び資質向上のための講習会の受講についても支援しています。



■シルバーリハビリ体操の実施状況と計画

会場		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
夏海上宿 集会所	参加者数(人)	30	44	50	50	60	60
	活動回数(回)	3	10	20	22	22	22
寺釜堀川 集会所	参加者数(人)	69	176	180	180	190	190
	活動回数(回)	6	22	21	22	22	22
角一 集会所	参加者数(人)	62	194	200	200	210	210
	活動回数(回)	7	22	21	22	22	22
堀割 集会所	参加者数(人)	20	64	70	70	80	80
	活動回数(回)	3	11	18	22	22	22
松ヶ丘 集会所	参加者数(人)	19	163	170	170	180	180
	活動回数(回)	6	22	22	22	22	22
ゆっくら館 2階	参加者数(人)	61	318	320	320	330	330
	活動回数(回)	5	22	22	22	22	22
東光台 集会所	参加者数(人)	55	244	250	250	260	260
	活動回数(回)	6	21	22	22	22	22
五反田 集会所	参加者数(人)	29	144	150	150	160	160
	活動回数(回)	3	11	22	22	22	22
ゆっくら館 1階	参加者数(人)	42	243	250	250	260	260
	活動回数(回)	6	21	22	22	22	22
松川サロン	参加者数(人)	84	357	360	360	380	380
	活動回数(回)	3	24	24	24	24	24

iii) 介護予防教室

有資格者による介護予防教室等を開催し、認知症予防を意識した健康づくりの基本的な知識の習得及び運動機能の維持向上を図っています。

■介護予防教室の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数(人)	21	34	34	34	34	34

③ 地域介護予防活動支援事業 元気づくりサロン事業

出会いづくり、仲間づくり、健康づくりを目的に、誰でも一緒に参加することのできる介護予防活動や介護予防に資する住民主体の通いの場を、各集会所等で開催しています。また、認知症気づきのチェックリスト等を実施することにより、認知症の早期発見・早期対応・重症化予防を進めています。



■元気づくりサロン事業の実施状況と計画

会場		実績値		見込値	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
祝町	利用実人数(人)	20	19	19	19	20	20
	開催回数(回)	7	11	12	12	12	12
東光台	利用実人数(人)	15	16	15	15	16	16
	開催回数(回)	6	11	12	12	12	12
たんぼぼ	利用実人数(人)	23	22	22	22	23	23
	開催回数(回)	8	10	12	12	12	12
東	利用実人数(人)	21	19	20	20	21	21
	開催回数(回)	7	10	12	12	12	12
新町あかね	利用実人数(人)	33	30	31	31	33	33
	開催回数(回)	6	12	12	12	12	12
五反田	利用実人数(人)	19	18	18	18	19	19
	開催回数(回)	6	11	12	12	12	12
掘割	利用実人数(人)	17	17	17	17	18	18
	開催回数(回)	6	11	12	12	12	12
永町	利用実人数(人)	13	10	11	11	12	12
	開催回数(回)	5	12	12	12	12	12
寿	利用実人数(人)	19	20	19	19	20	20
	開催回数(回)	12	20	24	24	24	24
桜道	利用実人数(人)	21	22	21	21	22	22
	開催回数(回)	7	11	12	12	12	12
寺釜堀川	利用実人数(人)	13	14	13	13	14	14
	開催回数(回)	6	11	12	12	12	12
大貫	利用実人数(人)	25	22	23	23	24	24
	開催回数(回)	5	13	14	14	14	14
夢	利用実人数(人)	23	23	23	23	24	24
	開催回数(回)	8	12	12	12	12	12
角一	利用実人数(人)	17	18	17	17	18	18
	開催回数(回)	6	12	12	12	12	12
夏海上宿	利用実人数(人)	10	9	9	9	10	10
	開催回数(回)	9	12	12	12	12	12
松川	利用実人数(人)	29	29	29	29	31	31
	開催回数(回)	10	21	24	24	24	24

#### ④ 一般介護予防事業評価事業

令和4年度に実施した「健康とくらしの調査」結果より、本町の特徴・強みとして「笑う者の割合」や「主観的健康感が良い者の割合」等が多いとともに、「低体重（やせ）の者の割合」や「孤食者の割合」等が少ない点がみられました。一方、本町の課題としては、「フレイルありの割合」や「口腔機能低下者の割合」が多い等の健康課題があることが分かりました。

この結果を基に今後は、介護予防・日常生活支援総合事業全体の評価・検証を通じて、令和7年度に地域の実情を把握するための調査を実施し、その評価結果に基づき事業全体の改善、次期計画の見直しを行っていきます。

##### ■共同調査研究事業参加自治体 75 市町村と比較した大洗町の特徴・強みの指標

項目	町割合(%)	自治体順位	回答者数
①笑う者の割合	93.9	9	637
②BMI が 18.5 未満の低体重（やせ）の者の割合	5.6	11	625
③孤食者の割合	5.6	12	641
④主観的健康感が良い者の割合	85.6	17	647
⑤公園や歩道が徒歩圏内にある者の割合	76.4	21	322
⑥物忘れが多い者の割合	39.1	23	642
⑦商店・施設・移動販売が徒歩圏内にある者の割合	75.3	24	324
⑧通いの場参加者（月1回以上）割合	9.9	29	627

※①、④、⑤、⑦、⑧は割合が高いことが強みとなる指標で、②、③、⑥は割合が低いことが強みとなる指標

##### ■共同調査研究事業参加自治体 75 市町村と比較した大洗町の課題指標

項目	町割合(%)	自治体順位	回答者数
①フレイルありの割合（基本チェックリスト）	19.3	61	659
②口腔機能低下者の割合（基本チェックリスト）	22.2	61	644
③30分以上歩く者の割合	68.1	71	634
④BMI が 25 以上の肥満な者の割合	31.0	71	625
⑤情緒的（心配事や愚痴）サポート提供者の割合	92.0	72	634

※①、②、④は割合が高いことが課題となる指標で、③、⑤は割合が低いことが課題となる指標

資料：大洗町「健康とくらしの調査」2022年地域診断の概要（発行：日本老年学的評価研究機構）

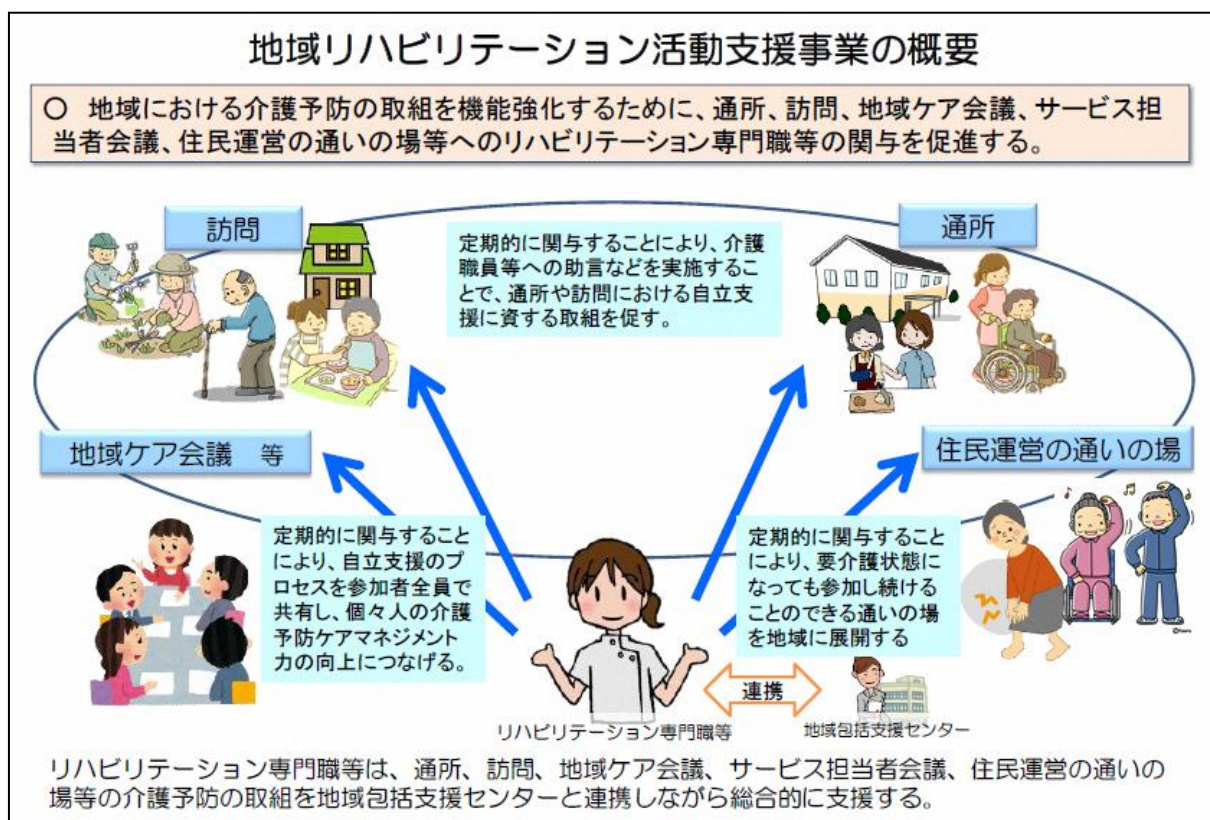
調査対象：要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人

※BMI(Body Mass Index)とは、肥満度を表す指標として国際的に用いられている体格指数で、「体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)」で求められ、肥満や低体重(やせ)の判定に用います。

## ⑤ 地域リハビリテーション活動支援事業

本事業は、地域における介護予防の取り組みを機能強化するために、リハビリテーション専門職等が様々な地域に出向いて関与し、機能訓練回復等の心身機能へのアプローチだけでなく、役割の創出や社会参加の実現等も含めた活動や参加へのアプローチをしていく事業です。

第8期では、コロナ禍の影響もあり、事業の減縮化とともにリハビリテーション専門職との関係が衰退してしまったことから、第8期で計画していた活動内容を実施できるよう取り組んでいきます。



資料：介護予防・日常生活支援総合事業のガイドライン

## 2) 包括的支援事業

### (1) 地域包括支援センターの運営

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの推進を目的として、総合相談から始まる以下の4つの事業を柱とした運営を行っていきます。

○総合相談支援業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援</li> <li>● 地域の高齢者の状況の実態把握</li> <li>● 地域におけるネットワークの構築</li> </ul>
○権利擁護業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 成年後見制度の活用促進</li> <li>● 高齢者虐待への対応</li> <li>● 困難事例への対応</li> <li>● 消費者被害の防止に関する諸制度を活用し高齢者の生活維持</li> </ul>
○包括的・継続的ケアマネジメント業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護支援専門員に対する日常的個別指導・相談</li> <li>● 地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例等への指導・助言</li> <li>● 地域ケア会議等を通じた自立支援に資するケアマネジメント支援</li> <li>● 包括的・継続的なケア体制の構築</li> <li>● 地域における介護支援専門員のネットワークの構築・活用</li> </ul>
○第1号介護予防支援事業
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 介護予防及び日常生活支援を目的として、本人の心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助実施</li> </ul>

#### ■地域包括支援センターの運営に係る指標

地域の介護支援専門員対象の勉強会・研修会の開催	1回/年
高齢者相談センター定例会議の開催	3回/年

## (2) 高齢者相談センターの運営

子育てと介護を同時に抱えるダブルケアや経済的な問題を抱える世帯の介護の問題や老老介護（高齢者の介護を高齢者が行う状態）、認知介護（認知症の高齢者が認知症の高齢者を介護している状態）等、地域生活における課題も多様化・複雑化しているため、初期段階での相談対応と継続的な支援を強化していきます。

＜高齢者相談センターの運営主体＞

- ・北センター：社会福祉法人大洗町社会福祉協議会
- ・南センター：社会福祉法人清寿会特別養護老人ホームひぬま苑

### ■実態把握の実施状況と計画

実態把握実人数 (人)	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
北センター	356	175	150	150	150	150
南センター	71	88	70	70	70	70

## (3) 在宅医療・介護連携推進事業

医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、以下の①～⑦までの事業を行っています。

住み慣れた自宅で医療や介護を受けながら生活する「在宅医療」については、普及を図るとともに、人生の最終段階にどのような治療やケアを望むのかを身近な人と繰り返し話し合う機会のツールとして、エンディングノートの活用やACP（人生会議）※について周知広報を行っています。また、総合的な支援を受けられるよう、かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬局をもつことの推進を図っています。

また、今後は、茨城県第8次医療計画における在宅医療に関する事項を推進するため、第8期の取り組みを継続するとともに、在宅医療の提供体制に求められる以下の4つの医療機能の体制づくりについて、町在宅医療・介護連携推進事業協議会で検討していきます。

### 【在宅医療の提供体制の検討事項】

- 退院支援・・・入院医療機関と在宅医療に係る機関との協働による退院支援の実施
- 日常の療養支援・・・多職種協働による利用者や家族の生活を支える観点からの医療の提供及び家族への支援
- 急変時の対応・・・在宅療養者の病状の急変時における往診や訪問看護の体制及び入院病床の確保、連携調整
- 看取り・・・住み慣れた自宅や介護施設等、利用者が望む場所での看取りの実施

### ① 地域の医療・介護の資源の把握

地域の医療機関・介護事業所等の住所や機能等を把握し、地域の医療・介護関係者と共有していきます。

### ② 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状の把握と課題の抽出や対応策等の検討を行っていきます。

### ③ 切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制づくりの推進

地域の医療・介護関係者の協力を得ながら、切れ目なく在宅医療と在宅介護が一体的に提供される体制の構築に向けて、必要な具体的取り組みを企画・立案していきます。

### ④ 医療・介護関係者の情報共有の支援

情報共有の手順等を含めた情報共有ツールを整備する等、地域の医療・介護関係者間の情報共有を支援していきます。

### ⑤ 在宅医療・介護連携に関する相談支援

地域の在宅医療・介護連携を支援する相談窓口の設置や運営を行い、地域の医療・介護関係者や地域包括支援センター等からの、在宅医療・介護連携に関する事項の相談の受付を行っていきます。

### ⑥ 医療・介護関係者の研修

地域の医療・介護関係者の連携を実現するために、多職種でのグループワーク等の研修を行っています。また、必要に応じて、地域の医療関係者に対する介護に関する研修会や介護関係者に対する医療に関する研修会の開催等を行っています。

### ⑦ 地域住民への普及啓発

在宅医療や介護に関する講演会の開催やパンフレットの作成・配付等により、地域住民の在宅医療・介護連携の理解を促進していきます。

#### ■在宅医療・介護連携推進事業に係る実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
協議会開催回数（回）	1	1	1	1	1	1
研修会開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

※ACP(人生会議)とは、アドバンス・ケア・プランニングの略で、どこで、どのような医療・ケアを受けたいかを、自分自身で前もって考え、周囲の信頼する人たちと共有しておくことをいいます。



#### (4) 生活支援体制整備事業（町社会福祉協議会委託事業）

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加や担い手が不足の中、住み慣れた地域で過ごすために「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超え、住民や団体、企業等が参画し、世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域をともにつくっていく社会が求められています。

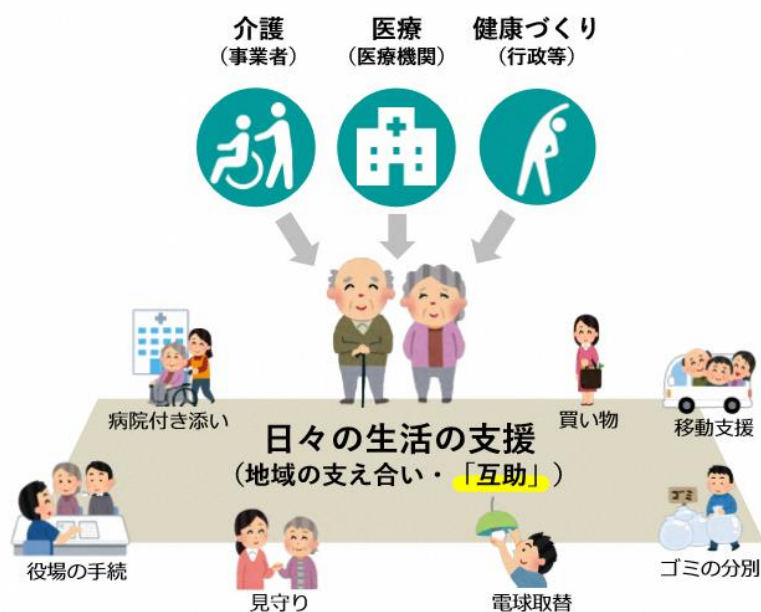
また、フォーマルサービス（公助・共助）の提供のみだけでなく、インフォーマルサービス（自助・互助）に着目し、多様な日常生活上の支援体制の充実及び高齢者の社会参加の推進を一体的に実施していく必要があります。

本事業は、生活支援コーディネーターを配置し、地域に不足するサービスの創出・サービスの担い手の養成を行うとともに、元気な高齢者等が担い手として活躍する場の確保や関係者間の情報共有、サービスを提供する団体等の連携の体制づくり等のネットワーク構築を行っています。

本事業が目指すべき方向性は、お互い様の精神で「ありがとう」「かえってどうもね」が響きわたる町の実現を目指し、自助を支援し互助を拓げるための動機づけをすることであり、そのための啓発活動・意識統一・ニーズ把握・インフォーマルサービスや地域資源の見える化を図る地域活動を行っています。

今後も引き続き、地域活動を継続させ、地域住民や多様な主体が地域のことを自分事として考える機会を提供しながら、地域のことは地域で解決できる地域力を高めていけるよう支援していきます。

#### 「互助」が、地域の高齢者の暮らしを支える



資料：厚生労働省「これからの地域づくり戦略」

■生活支援体制整備事業に係る実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	2	3	4	4	4	4
地域活動箇所（箇所）	1	1	1	1	1	1

（5）認知症総合支援事業

認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人が、尊厳と希望を持ち認知症と共に生きる、認知症があってもなくても同じ社会で共に生きる「共生」の基盤を整備し、認知症の人や家族の視点を重視しながら、認知症になるのを遅らせる、認知症になっても進行を緩やかにする「予防」の取り組みを推進していきます。

① 認知症初期集中支援推進事業

複数の専門職がチームとなり、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行い、家族支援等の初期支援を包括的・集中的に行い、適切な医療・介護サービスへつなぐことで自立生活のサポートを行っています。

今後も引き続き、検討委員会とチーム員体制は堅持しつつ、事例検討の積み重ねや研修等への参加により、チームの質向上及び支援方法の平準化を図っていきます。

■認知症初期集中支援推進事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要支援者数（人）	0	0	0	0	0	0
委員会開催数（回）	1	0	1	1	1	1



## ② 認知症地域支援・ケア向上事業

地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員を中心に、地域の実情に応じた、地域における認知症の人とその家族を支援する体制を構築するとともに、認知症ケアの向上を図る取り組みを推進しています。

今後の重点的な取り組みとしては、認知症ケアパス<sup>※1</sup>の改訂と活用方法の検討及び普及啓発、認知症サポーター養成講座の更なる推進のために、キャラバン・メイト<sup>※2</sup>活動支援を行っていきます。

※1：認知症ケアパスとは、認知症発症予防から人生の最終段階まで、認知症の容態に応じ、相談先や、いつ、どこで、どのような医療・介護サービスを受ければいいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示したものです。

※2：キャラバン・メイトとは、所定の研修を修了した人で、認知症に対する正しい知識と具体的な対応方法を伝える認知症サポーター養成講座の講師のことです。

## ③ 認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

認知症の人が住み慣れた地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けるための地域づくりとして認知症サポーターの活躍が期待されています。

認知症サポーターによるチームオレンジ<sup>※1</sup>の立上げ及び運営にあたっては、認知症の人と家族の困りごと支援を主体的に担うチームリーダーの選定と活動拠点となる場所、時間等の設定が重要となっていることから、今後も引き続きチームオレンジコーディネーター<sup>※2</sup>を設置し、チームオレンジの立上げ準備支援を行っていきます。

※1：チームオレンジとは、ステップアップ講座を受講した認知症サポーターがチームとなり、認知症の人とその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みのことです。

※2：チームオレンジコーディネーターとは、チームオレンジを整備・コーディネートする役割を担う者のことです。

## (6) 地域ケア会議推進事業

地域ケア会議とは、地域包括ケアシステムの実現に向けて、多職種による個別事例の検討、問題解決を重ねることで地域課題を抽出し、その課題解決と地域づくりに向けた会議開催と多職種による連携対応の強化を進める事業です。地域ケア会議の運営にあたっては、町及び地域包括支援センターが地域課題解決のためにそれぞれの役割を担い、高齢者や要介護世帯等の「自立支援」「介護予防」「尊厳保持」に重点を置いて活動を進めていきます。

### ① 地域ケア個別会議：地域包括支援センター主催

高齢者等に対する相談・支援、介護支援専門員に対するケアマネジメント支援、その他単独の制度では対応が困難なケースについて、担当者・実務者レベルで検討をする会議を開催していきます。

#### ■地域ケア個別会議の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	11	12	9	9	9	9

### ② 地域ケア推進会議：町主催

地域包括ケアシステム実現のため、地域ケア個別会議等で把握した地域の実情及び課題について、ケース担当者及び各関係機関の代表者等により検証・協議をし、地域づくりや資源開発及び政策提案について検討を進める会議を開催していきます。

#### ■地域ケア推進会議の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
開催回数（回）	1	1	1	1	1	1

## 3) 任意事業

### (1) 介護給付等費用適正化事業

国の指針が示され、茨城県では「茨城県介護給付適正化プログラム」が策定されています。これに基づき、介護給付費の増大を抑制し、県と市町村が一体となって、介護給付の適正化に取り組んでいます。

#### ① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査については、町職員が行うことを原則とし、調査票の点検を実施しています。毎年、県主催の調査員、審査会審査委員、自治体職員向けの研修に出席し、適切かつ公平な要介護認定の確保に取り組んでいます。また、厚生労働省要介護認定適正化事業の業務分析データを活用し、審査の手順や基準について、標準化を図っています。

今後も引き続き、第8期の取り組みを継続していくとともに、要介護認定審査会をペーパーレス会議形式で行い、デジタル化の推進と業務の効率化を進めていきます。

■要介護認定の適正化の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査点検件数 (件)	全件	全件	全件	全件	全件	全件
審査委員向け研修 開催回数(回)	1	1	1	1	1	1

② ケアマネジメントの適正化

介護サービスを利用するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）による適切なアセスメントに基づくケアプランが必要です。本町では、町職員による書面点検、地域ケア会議等の活用によるケアプラン検討を実施しています。

今後は、担当課の人員体制状況も踏まえ、実施方法や体制の工夫が課題となっていることから、茨城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより出力される帳票から対象事業所を絞りこみ、優先的に効果的な点検が実施できる体制づくりを進めていきます。また、サービス付き高齢者向け住宅等の入居者のケアプランについても、有効な帳票を活用し、給付状況等の確認を行っていきます。

■ケアプラン点検の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	12	5	10	10	10	10

③ 住宅改修等の点検

住宅改修等を希望する利用者宅への訪問による実態確認を行い、利用者の状態に合致した住宅改修等となっているかの点検を行っていきます。

＜住宅改修＞

改修費が高額と考えられるもの、改修規模が大きく複雑なものについて、利用者宅を訪問し、利用者の状態に合致した安全な改修となっているか等、改修施行前点検を実施していきます。

＜福祉用具＞

福祉用具購入の必要性、規格の安全性等について、申請書等の点検を全て行っています。今後は、福祉用具貸与調査が未着手となっていることから、茨城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムより出力される帳票の確認やケアプラン点検、地域ケア会議での検討等、実施方法についての検討を行っていきます。

■住宅改修等の点検の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
点検件数(件)	38	38	40	40	40	40

#### ④ 縦覧点検・医療情報との突合

茨城県国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムの活用により、毎月、茨城県国民健康保険団体連合会より提供された帳票の確認を行っています。また、疑義が認められたものは全て介護事業者等に照会し、適切な処理を促しています。

今後は、効率的、効果的な実施を図るため、介護給付適正化システムにより出力される帳票のうち、第6期「介護給付適正化計画」に関する指針により効果が高いと見込まれる帳票の点検を定期的に優先的に行っていきます。

##### ■縦覧点検・医療情報との突合の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
突合件数（件）	全件	全件	全件	全件	全件	全件

#### ⑤ 介護給付費通知

介護給付費の通知により、介護費用やサービス内容を自ら確認することを促すことで、利用者意識の向上や不適切な事例発見に向け、利用者に対して、毎年1回、介護サービスの費用等に関する介護給付費通知の送付を行っています。ただし、通知だけでは、利用者からの問合せ等がごくわずかであり、事業効果が見えにくいという課題が挙げられています。

今後は、第6期「介護給付適正化計画」に関する指針により、主要事業から除外され、任意事業に位置付けられていることから、利用者に対して単に通知するだけでなく、利用者や事業者に対して適切なサービスの利用と提供を確認するために、確認ポイント等が分かる説明文書を同封する等、効果があがる方法を検討するとともに、事業継続の必要性について検討してまいります。

##### ■介護給付費通知の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
通知回数（回）	1	1	1	1	1	1

## （2）家族介護支援事業

### ① 家族介護継続支援事業（家族介護慰労金の支給）

寝たきり等の高齢者を自宅で介護している介護者に対して、慰労金を年1回支給します。（支給対象は、非課税世帯であって、要介護4または要介護5と認められた人です）

町ではこれまでに、町広報紙による周知とともに、自庁介護保険システムによる事業該当者の把握を行いましたが、第8期における支給実績はありませんでした。

今後も引き続き、第8期の取り組みを継続するとともに、関係機関に対して本事業内容の周知を図ってまいります。

■家族介護継続支援事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数（件）	0	0	0	1	1	1

(3) その他事業

① 成年後見制度利用支援事業

身寄りがない等一定の要件に該当し、かつ、認知症等により判断能力が十分でない高齢者に対し、財産管理や身上監護を適切に行うため、町長申立の実施や申立審判手続きに係る費用及び成年後見人等への報酬の一部を助成することで、成年後見制度の利用支援を行っています。

成年後見が必要な人を速やかに制度へつなぐため、潜在的な対象者の把握を行い、制度に対する普及啓発の強化に取り組んでいきます。

■成年後見制度利用支援事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
申立支援件数（件）	1	3	2	2	2	2

② 福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行うとともに、住宅改修費の支給の申請に係る理由書を作成した場合の経費を助成する事業を行っています。

今後も引き続き、第8期の取り組みを継続するとともに、事業者に対して本事業内容の周知を図っていきます。

■福祉用具・住宅改修支援事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
支給件数（件）	0	2	2	2	2	2

### ③ 認知症サポーター養成事業

認知症に関する正しい知識と理解をもって、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する「認知症サポーター」の養成を推進しています。

今後も引き続き、中学生を対象としたキッズサポーター養成講座を実施するとともに、認知症の人と地域で関わる機会が多いことが想定される町職員や金融機関等を対象に養成講座の機会拡大を図っていきます。また、認知症サポーターの量の確保をするとともに、サポーターの質の向上を目指すため、ステップアップ講座※を開催していきます。

※ステップアップ講座とは、認知症サポーター養成講座で学んだことを土台に、実践の場で必要となる認知症に関する知識とともに、身近に交流し必要に応じて手助けするための対応スキル等の習得を目指す講座のことです。

#### ■ 認知症サポーター養成事業の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座開催数(回)	3	6	7	5	5	5
サポーター養成者数(人)	152	169	205	180	180	180

#### ■ 自立支援・重度化防止に向けた認知症サポーターに関する活動指標

指標	単位	基準値	計画値			
		令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
認知症サポーターステップアップ講座 累計修了者数	人	20	40	60	80	
認知症サポーターステップアップ講座修了者 1人当たりの認知症高齢者数	人	55	44	36	31	

### ④ 地域自立生活支援事業（緊急通報システム事業）

ひとり暮らしの病弱な高齢者等で見守りが必要な人に対し、緊急通報装置（ペンダント型・据置型）を貸与することにより、緊急時の通報連絡体制の整備に加え、月1回、安否確認の電話を入れることで、日常生活における不安の解消と安全の確保を行っていきます。

#### ■ 緊急通報装置の貸与の実施状況と計画

	実績値		見込値	見込量		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
貸与の実人数(人)	48	46	43	43	43	43

## 第6章

## 介護保険サービスの事業費及び介護保険料

第9期計画期間中及び令和12年度の介護保険事業に係る費用として必要となる額は、次のように推計されます。

### 1 予防給付費・介護給付費の見込み

#### (1) 予防給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
<b>(1) 介護予防サービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	5,627	6,085	6,085	6,085
介護予防訪問リハビリテーション	4,069	4,556	4,556	4,556
介護予防居宅療養管理指導	509	510	510	510
介護予防通所リハビリテーション	5,742	6,257	6,257	6,257
介護予防短期入所生活介護	2,807	3,212	3,212	3,212
介護予防短期入所療養介護（老健）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	6,315	6,251	6,331	6,266
特定介護予防福祉用具購入費	315	315	315	315
介護予防住宅改修	2,093	2,093	2,093	2,093
介護予防特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
<b>(2) 地域密着型介護予防サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
<b>(3) 介護予防支援</b>	<b>5,838</b>	<b>5,846</b>	<b>5,904</b>	<b>5,846</b>
合計	33,315	35,125	35,263	35,140

## (2) 介護給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
<b>(1) 居宅サービス</b>				
訪問介護	77,342	79,561	83,100	80,788
訪問入浴介護	6,423	7,034	7,704	6,431
訪問看護	35,589	36,252	36,724	36,346
訪問リハビリテーション	18,920	20,276	20,276	19,969
居宅療養管理指導	8,857	9,471	9,775	9,616
通所介護	98,031	92,583	93,586	94,950
通所リハビリテーション	51,090	50,274	51,363	49,484
短期入所生活介護	77,423	82,249	82,249	78,039
短期入所療養介護（老健）	6,338	6,346	6,346	6,346
短期入所療養介護（病院等）	0	0	0	0
短期入所療養介護（介護医療院）	0	0	0	0
福祉用具貸与	35,476	36,379	37,079	36,227
特定福祉用具購入費	2,204	2,204	2,612	2,204
住宅改修費	2,896	2,896	2,896	2,896
特定施設入居者生活介護	36,593	39,379	39,379	36,640
<b>(2) 地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	939	940	940	940
夜間対応型訪問介護	0	0	0	0
地域密着型通所介護	72,145	78,988	87,042	88,313
認知症対応型通所介護	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
認知症対応型共同生活介護	115,697	115,843	115,843	115,843
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	0	0	0	0
<b>(3) 施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	322,035	322,442	322,442	322,435
介護老人保健施設	397,988	398,492	398,492	387,531
介護医療院	82,597	82,701	82,701	77,987
<b>(4) 居宅介護支援</b>	<b>58,801</b>	<b>59,056</b>	<b>60,308</b>	<b>59,090</b>
合計	1,507,384	1,523,366	1,540,857	1,512,075



### (3) 総給付費の見込み

単位：千円

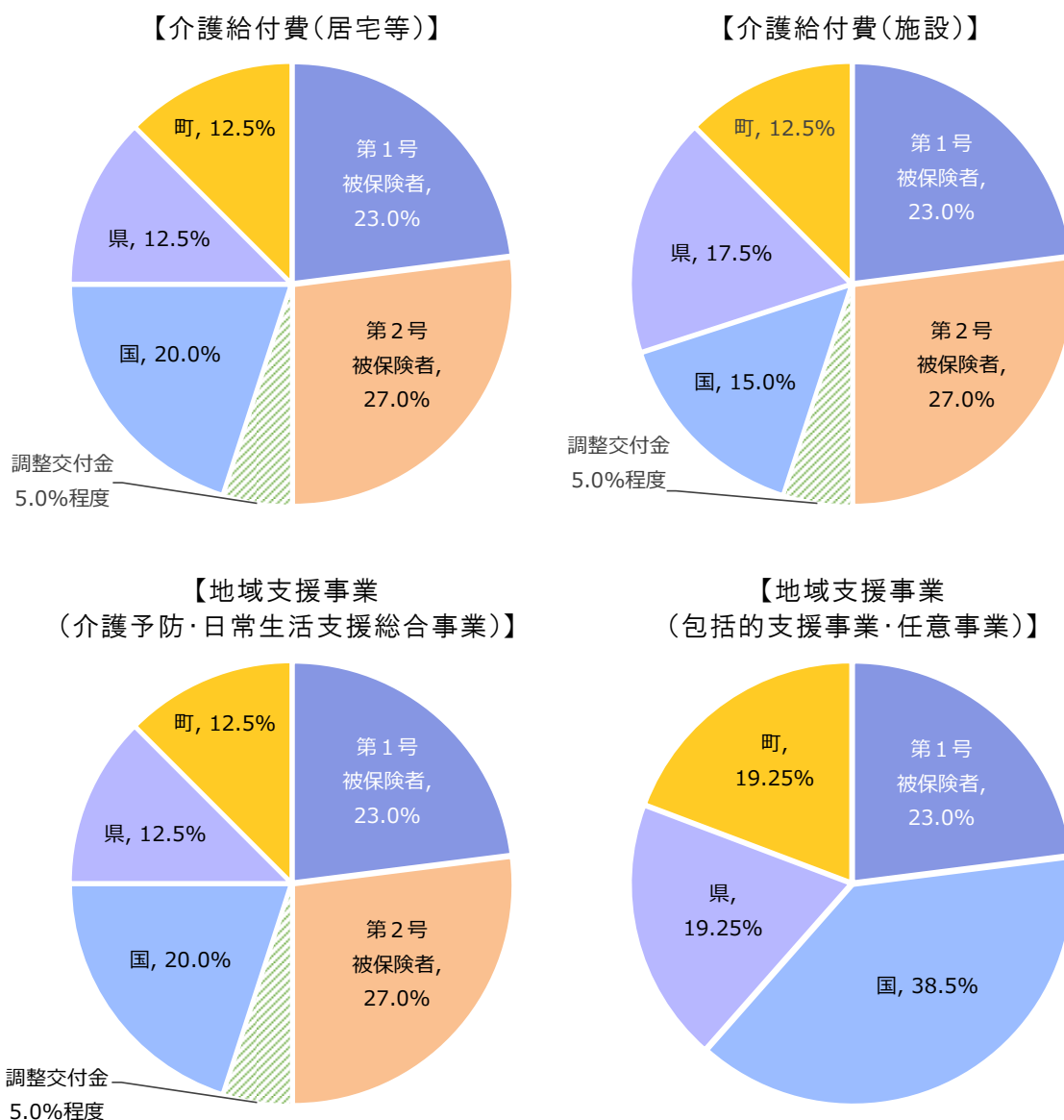
区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
総 給 付 費	1,540,699	1,558,491	1,576,120	1,547,215
在宅サービス	585,789	599,634	617,263	606,779
居住系サービス	152,290	155,222	155,222	152,483
施設サービス	802,620	803,635	803,635	787,953

## 2 介護保険料の算出

### (1) 介護保険給付費の財源構成

保険給付を行うための財源は、下図の通り公費（国・県・市町村）と保険加入者の保険料で賄われています。保険給付の費用は原則として公費 50%、第 1 号被保険者（65 歳以上の人）23%、第 2 号被保険者（40 歳以上 65 歳未満の医療保険加入者）27%の負担割合となっています。

#### ■介護保険給付費の財源内訳



## (2) 介護保険事業費の推計

標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を加えた介護保険事業費の推計は、以下の通りです。

### ■介護保険事業費(財政影響額調整後)の推計

単位：千円

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和12年度
標準給付費見込額 (A)	1,661,809	1,679,753	1,697,382	1,681,373
総給付費	1,540,699	1,558,491	1,576,120	1,547,215
特定入所者介護サービス費等給付額	69,264	69,352	69,352	79,070
高額介護サービス費等給付額	44,706	44,770	44,770	47,819
高額医療合算介護サービス費等給付額	6,000	6,000	6,000	6,144
算定対象審査支払手数料	1,140	1,140	1,140	1,125
地域支援事業費見込額 (B)	97,940	98,050	99,860	86,114
介護予防・日常生活支援総合事業費	53,290	54,700	56,410	46,735
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費	32,600	32,600	32,600	30,700
包括的支援事業（社会保障充実分）	12,050	10,750	10,850	8,679
合計 (A) + (B)	1,759,749	1,777,803	1,797,242	1,767,487

※端数処理の関係により、合計等の数字が合わないものがあります。

### (3) 保険料基準額の算定

第9期の保険料基準額は、推計された総費用を基に算出すると、基準月額では5,600円となります。

なお、第9期の保険料基準額の設定においては、第8期までの保険料余剰金を積み立てている介護保険給付費準備基金を取り崩して、保険料の財源に充当しています。

#### ■介護保険料基準額の推計

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計
標準給付費見込額 (A)	円	1,661,809,001	1,679,752,820	1,697,381,820	5,038,943,641
地域支援事業費見込額 (B)	円	97,940,000	98,050,000	99,860,000	295,850,000
介護保険事業費 [A + B = (C)]	円	1,759,749,001	1,777,802,820	1,797,241,820	5,334,793,641
第1号被保険者負担分相当額 [C × 23% = (D)]	円	404,742,270	408,894,649	413,365,619	1,227,002,537
調整交付金相当額 [(A+介護予防・日常生活支援総合事業費) × 0.05 = (E)]	円	85,754,950	86,722,641	87,689,591	260,167,182
調整交付金見込割合 (F)	%	5.27	5.12	5.06	
調整交付金見込交付額 [(A+介護予防・日常生活支援総合事業費) × (F) = (G)]	円	90,386,000	88,804,000	88,742,000	267,932,000
市町村特別給付費 (H)	円	1,200,000	1,200,000	1,200,000	3,600,000
保険料収納基準額 [D + E - G + H = (I)]	円				1,222,837,719
財政安定化基金拠出金償還額 (J)	円	0	0	0	0
介護保険支払準備基金取崩額 (K)	円				134,000,000
保険者機能強化推進交付金等の交付見込額 (L)	円				15,517,000
保険料収納必要額 [I + J - K - L = (M)]	円				1,073,320,719
予定保険料収納率 (N)	%	98.5			
弾力化をした場合の所得段階別 加入者割合補正後被保険者見込数 (O)	人	5,439	5,408	5,368	16,215
保険料基準額 (月額) [M ÷ N ÷ O ÷ 12]	(円)				5,600

※端数処理の関係により、合計等の数字が合わないものがあります。

#### (4) 第1号被保険者の所得段階別保険料額

第9期の所得段階別保険料額は、低所得層への緩和措置と高所得層の細分化のため、第8期の11段階から13段階へと変更するとともに、下記の下線部分の「所得条件」と「基準に対する割合」を変更しています。

##### ■第1号被保険者の所得段階別保険料額

所得段階	住民税	所得条件	基準に対する割合	年間保険料額 (円)	月間保険料額 (円)
第1段階	世帯全員 非課税	生活保護の受給者 老齢福祉年金の受給者 本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	<u>0.285</u>	19,152	1,596
第2段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超120万円以下	<u>0.485</u>	32,592	2,716
第3段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 120万円超	<u>0.685</u>	46,032	3,836
第4段階	本人非課税 (世帯課税)	本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円以下	0.9	60,480	5,040
第5段階		本人の合計所得金額+課税年金収入額が 80万円超	1.0	67,200	5,600
第6段階	本人課税	本人の合計所得額が120万円未満	1.3	87,360	7,280
第7段階		本人の合計所得額が120万円以上210万円未満	1.4	94,080	7,840
第8段階		本人の合計所得額が210万円以上320万円未満	1.5	100,800	8,400
第9段階		本人の合計所得額が <u>320万円以上420万円未満</u>	1.7	114,240	9,520
第10段階		本人の合計所得額が <u>420万円以上520万円未満</u>	1.9	127,680	10,640
第11段階		本人の合計所得額が <u>520万円以上620万円未満</u>	2.1	141,120	11,760
<u>第12段階</u>		本人の合計所得額が <u>620万円以上720万円未満</u>	2.3	154,560	12,880
<u>第13段階</u>	本人の合計所得額が <u>720万円以上</u>	2.4	161,280	13,440	

※第1～3段階の「基準に対する割合」は、低所得層への緩和措置として、国の基準割合より低く設定しています。

## 1 介護保険事業の円滑な運営に向けた体制整備

町民及び以下に示す委員会、協議会等の様々な分野の人の意見を反映させながら、町の介護保健事業の円滑かつ公平・公正な運営を進めます。

- 大洗町高齢者保健福祉計画・大洗町介護保険事業計画策定委員会
- 大洗町地域包括支援センター運営協議会
- 大洗町地域密着型サービス運営委員会
- 大洗町生活支援体制整備推進協議会
- 大洗町在宅医療・介護連携推進事業協議会
- 大洗町認知症初期集中支援チーム検討委員会
- 大洗町地域ケア推進会議
- 大洗町介護保険事業所会議

## 2 指導・監督体制

本町の指定事業所に対し、適切かつ円滑な事業運営に向けた支援を行います。また、利用者本位のサービス提供に向けた指導・監督体制を整備します。

## 3 情報提供体制

介護保険制度や高齢者保健福祉各種サービスに関する情報について、町広報紙やホームページ、パンフレット、冊子（ハンドブック）等を適時発行し、地域包括支援センター、高齢者相談センター、町内介護支援事業所等と情報連携をしながら効率的かつ効果的な広報活動を進めます。

また、介護サービスの利用希望者が、適切な介護サービス事業者を選択できるよう、情報提供体制の強化を図るとともに、パソコンやスマートフォンでも検索できる厚生労働省「介護サービス情報公表システム」の周知をしていきます。

## 4 苦情相談体制

介護サービスの普及に伴い、多様化する悩みごと相談や苦情等に関しては、町のほか茨城県や茨城県国民健康保険団体連合会等が窓口となり、関係機関と連携を図りながら対応していきます。

## 5 庁内連携体制

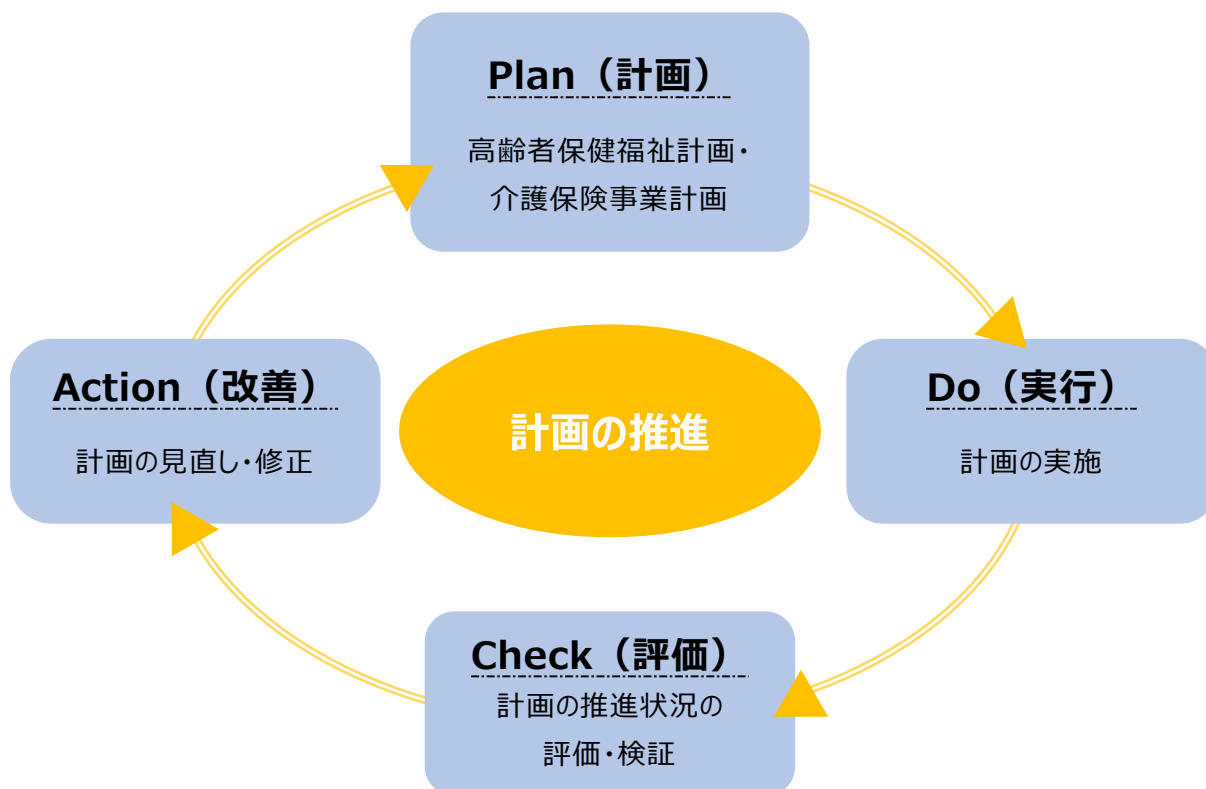
地域包括ケアシステムの推進には、保健福祉の分野をはじめ、高齢者の安心・安全な生活を支えるために様々な分野の機関が関係しています。町の各関連部署や関係機関と連携し、現状や課題、施策の方向性を共有しながら事業の運営推進を図ります。

## 6 計画の進捗管理・評価

本計画は、令和6年度～令和8年度までの3か年の計画期間において、計画の実行と進捗状況の把握を行っていきます。

加えて、高齢者の自立支援の度合いや各介護予防事業等の効果についても地域包括支援センター等の関係機関と連携・協働により現況把握を行い、住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、また、在宅サービスや居住系サービス及び施設サービスについては需要と供給のバランスを考慮しながら計画達成を目指します。

計画の実績見込・達成度については、本計画の最終年度となる令和8年度に評価や改善点の検証を行い、次期となる第10期（令和9年度～令和11年度）の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に反映させます。



# 1 計画策定委員会設置要綱

平成 20 年 11 月 11 日

告示第 33 号

大洗町介護保険事業計画策定委員会設置要綱（平成 17 年告示第 6 号）の全部を改正する。

（設置）

第 1 条 大洗町の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画について必要な事項を調整し、協議するため、大洗町高齢者保健福祉計画・大洗町介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 高齢者保健福祉計画策定に関すること。
- （2） 介護保険事業計画策定に関すること。
- （3） その他計画策定に必要と認める事項に関すること。

（組織）

第 3 条 委員会は、15 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

- （1） 医療機関の関係者
- （2） 町議会議員
- （3） 福祉団体の関係者
- （4） 介護関係者
- （5） 介護被保険者
- （6） 福祉施設の関係者
- （7） 町職員

（任期）

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に定める所掌事務が終了するまでとする。

（委員長及び副委員長）

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第 6 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。



3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じて関係者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月11日から施行し、平成20年7月15日から適用する。

(大洗町老人保健福祉計画策定委員会設置要項の廃止)

2 大洗町老人保健福祉計画策定委員会設置要項(平成5年大洗町告示第28号)は、廃止する。

附 則(平成27年12月28日告示第43号)

この告示は、平成27年12月28日から施行する。

附 則(令和2年9月25日告示第85号)

この告示は、令和2年10月1日から施行する。

## 2 計画策定委員会委員名簿

○委員（選任 14 人／定員 15 人）

役職名	氏名	所属
委員長	関 清一	副町長
副委員長	飯田 英樹	大洗町議会議長
委員	會澤 治	あいざわクリニック院長
委員	加部東 正雄	加部東歯科医院院長
委員	宮崎 和夫	大洗町民生委員児童委員協議会会長
委員	藤本 弘幸	大洗町傾聴ボランティア虹の会会長
委員	田山 美千子	第1号被保険者代表
委員	小林 健	大洗町社会福祉協議会事務局長
委員	成松 幸樹	大洗町地域包括支援センター管理者
委員	小澤 桂子	介護老人保健施設おおあらい事務長
委員	皆藤 いね子	認知症対応型共同生活介護グループホーム大洗管理者
委員	金子 康也	地域密着型通所介護事業所デイ松ぼっくり管理者
委員	加部東 孝浩	特別養護老人ホームうみべの家施設長
委員	小池 英之	指定居宅介護支援事業者主任介護支援専門員代表

（敬称略）

○オブザーバー

氏名	所属
海老澤 督	大洗町まちづくり推進課長
大川 文男	大洗町生活環境課長
佐藤 邦夫	大洗町子ども課長
本城 正幸	大洗町健康増進課長

○事務局

氏名	所属
小林 美弥	大洗町福祉課長
齋藤 由紀	大洗町福祉課介護保険係長
飛田 顕吾	大洗町福祉課高齢者支援係長
小竹森 和美	大洗町福祉課介護保険係
米川 則文	大洗町福祉課高齢者支援係

### 3 計画策定の経過

年 月 日		項 目	内 容（計画策定関係）
令和4年	11月7日 ～11月28日	健康とくらしの調査	●要支援・要介護認定を受けていない65歳以上の人を対象とした調査
	10月4日 ～11月30日	在宅介護実態調査	●要支援・要介護認定者を対象とした調査
令和5年	11月16日	第1回策定委員会	●計画策定スケジュールについて ●町の高齢者の現状と第8期介護保険事業について ●第9期の介護給付費等推計（介護保険料推計）概要について ●第9期計画・骨子案について
	12月20日	第2回策定委員会	●第8期計画・事業評価について ●第9期計画・素案について ●第9期介護保険事業費推計及び介護保険料試算結果について
令和6年	1月9日 ～1月26日	パブリックコメント	●第9期計画・素案について、住民意見の募集
	2月7日	第3回策定委員会	●パブリックコメントの実施結果について ●第9期計画・素案の修正について ●第9期介護保険料設定（案）について



## 第9期大洗町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

発行日：令和6年3月

発行：大洗町 福祉課

〒311-1392 茨城県東茨城郡大洗町磯浜町 6881-275

TEL：029（267）5111 FAX：029（264）5012

E-mail：kaigo@town.oarai.lg.jp